

ジャロルドの救貧法に関する書簡

柳 田 芳 伸
田 中 育久男

訳者序言

ここに訳出を試みる小著は、イギリスの医師トマス・ジャロルド (Jarrold, Thomas, 1770-1853) により1807年に公刊された『救貧法の課題に関する下院議員サミュエル・ウィットブレッド閣下宛ての書簡 (A letter to Samuel Whitbread, Esq. M.P. on the subject of the poor's laws, pp.32.)』 [以下、『救貧法の書簡』と略記] の全訳である。『救貧法の書簡』は、ストックポートのノーサル・アンド・ドーソン社 (Northall & Dawson) で印刷され、ロンドンのストランド通りのカデル・アンド・デイヴィース社 (Cadell & Davies)、パターノスター・ロウ通りのバーディット社 (Burditt) の各社より販売された。販売価格は、1 シリングであった。

『救貧法の書簡』の発端は1807年2月19日、イギリスの下院議員サミュエル・ウィットブレッド (Whitbread, Samuel, 1764-1815) により、下院に提出された救貧法改正法案 [以下、救貧法案と略記] にある。1790年に政界に進出したウィットブレッドは、フォックス派ウィッグに属し、学友かつ義兄弟であり、後には首相の座に就くグレイ (Grey, Charles, 2nd Earl Grey, 1764-1845) らとともに、急進的な組織「人民の友 (Society of the Friends of the People)」の結成に参加し、以後、精力的に政治活動に取り組んでいった。彼の関心は専ら、貧しい人々の暮らしに向けられ、1796年には最低賃金法案の提出を試みるなど、当時の首相小ピット (Pitt, William, the Younger, 1759-1806) との間で論争も繰り広げていた。その後、19世紀を迎えても、産業革命の進展や対外戦争の勃発などを背景としつつ、貧困の度合いは深刻さを増すばかりであり、イギリスは未曾有の危機にさらされていた。こうした中、貧困の主要な救済策とされた救貧法 (poor law) の在り方に議論を呼び、ウィットブレッドは再び議会で法案を提出した。これがすなわち、救貧法案である。

ウィットブレッドの救貧法案の正式な名称は「社会の労働階級の間で勤労を促進かつ奨励し、犯罪貧民および困窮貧民を救済し、規制するための法案」である。ポ

インターにより救貧法の「制度全般の改革を1人の議員によって提案された最後の取り組み」であったと評されたように、貧民の教育、貯蓄銀行、居住法の緩和、地方税の統一、貧民の賞罰制度、小家屋の建設、雇用改革など多岐に及ぶ改革案が呈されていた^[1]。注目すべきは、この救貧法案に思想的な影響を与えた人物が、マルサス（Malthus, Thomas Robert, 1766-1834）であったことである。マルサスは『人口論』初版（1798年）より、救貧法には食料を増加させることなく、人口を増殖させる作用があり、結果的に救済すべき貧民の数を増大させる恐れがあるとして、同法の漸次的な廃止を主張していた。ウィットブレッドは救貧法案の中で、マルサスの救貧法論が社会に多大な影響を及ぼしていることを自認するとともに、自らもマルサスの『人口論』を精読していたことを表白している^[2]。ピールズが当時の「政治家の見解にマルサスの理論ほど有力な貢献をしたものはなかった」^[3]と言及したように、このウィットブレッドの行動からは、当時の英国議会において、マルサスの思想が受容され、深く浸透していたことを明瞭に読み取ることができる。もっとも、彼は王国の現状を冷静に見据え、救貧法の性急な改革を進めるよりも、同法の部分的な修正を施すことで、労働者の境遇改善を図ろうとする立場を鮮明にしていた。もとより、彼は究極的な目標として、救貧法を廃止することではなく、救貧法を必要としない社会を構築することに定めていたのである^[4]。

とはいえ、ここでウィットブレッドがマルサスの名を口にしたことが、思想家たちの耳目を集めるところとなり、救貧法案をめぐる論争の口火を切ったのであった。このウィットブレッドの議会での発信に呼応して、マルサスが公開書簡『救貧法の改正法案に関する下院議員サミュエル・ウィットブレッド閣下宛ての書簡（*A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M. P. on His Proposed Bill for the Amendment of the Poor Laws*）』（1807年）[以下、『書簡』と略記]を刊行して応答したばかりでなく、さまざまな思想家たちにより書簡や小冊子を通じて、救貧法案に対する批評が試みられてきた。その中には、マルサスの思想に賛同したジョン・バークリー・マンク（Monck, John Berkely, 1769-1834）や、それとは反対の見解を表明したジョン・ウェイランド（Weyland, John, 1774-1854）などが参加するなど、さまざまな立場からの応答がなされた^[5]。しかし、こうした一連の論争に参加した思想家の1人として、ジャロルドが数えられることも看過できない。

ジャロルドは、ポインターにより「慎重かつ知性あふれる人物であり、マルサスの理論に詳細な評価を下そうとした最初の批評家」^[6]と評される人物である。この評価は、彼の代表作である『人間に関する哲学的、生理学的、ならびに政治的な論考——マルサス氏の「人口論」に対する応答（*Dissertations on man, philosophical,*

physiological, and political; in answer to Mr. Malthus's "Essay on the principle of population."』(1806年) [以下、『人間論』と略記] に向けられたものに他ならない。ジャロルドは『人間論』により、人間の繁殖力は文明が進歩するにつれ必然的に減退するために、結果的に人口も自然に調節されることになるとして、マルサスの人口原理を強く批判した^[7]。加えて、当時の人口をめぐる論争に参加した主要な思想家の1人であったことは、すでに多くの先行研究で明らかにされている^[8]。しかし、ジャロルドが『人間論』を世に送り出した翌年に『救貧法の書簡』を刊行し、ウィットブレッドの救貧法案に応答するばかりか、マルサスの人口原理を改めて批判しながら、自身の救貧法論を展開していた史実には、さほど光を当てられてこなかった^[9]。ジャロルドの『救貧法の書簡』は、マルサスの『書簡』が刊行されるよりも早期に公刊されており、救貧法案をめぐる論争を確認する過程において座視できない著作の1つであると考えられる。以下では、ジャロルドの略伝をたどりながら、『救貧法の書簡』の特徴について、幾ばくかの考察を試みたい。

ジャロルドの伝記は管見の限り、『英国人名事典(*Dictionary of National Biography*)』第29巻(1892年)などのわずかな記述を通して、断片的に知る由しかない^[10]。この記述の多くは1876年2月、古物収集家のジョン・パーソンズ・アーウォーカー(Earwaker, John Parsons, 1847-95)が実施した聞き取り調査に端を発しており、それに応じたジャロルドの娘ハンナ・エリザベス(Jarrold, Hannah Elizabeth)ら

図表1 ジョン・パーソンズ・アーウォーカー(ウィキペディアより)



https://en.wikipedia.org/wiki/John_Parsons_Earwaker

図表2 パルグレイブ(ウィキペディアより)



https://en.wikipedia.org/wiki/Englis_Palgrave

の家族より提供された情報をもとに構成されている。それによれば、ジャロルドは1770年12月1日、イングランド南東部に位置するエセックス州のマニングツリー（Manningtree）で生を受けており、おそらく非国教徒（Dissenter）であったとされる^[11]。彼はエディンバラ大学で教育を受け、医学博士（M.D.）の学位を取得した。しかし、大学の卒業生名簿に彼の名が見当たらないこともあり、その真偽が問われていた。後にこの史実は、パルグレイブ（Palgrave, Robert Harry Inglis, 1827-1919）により編纂された『政治経済学事典（*Dictionary of Political Economy*）』第2巻（1896年）に掲載されたジャロルドの伝記においては、エディンバラからアバディーンに書き換えられている^[12]。それはともかくも、医師となったジャロルドは、1806年にストックポート（Stockport）で開業したけれども、ほどなくしてマンチェスターに転居し、この地を終生の地としたのであった。

マンチェスターに移り住んだジャロルドは、製造業界との交流を深めた他、マンチェスター文学哲学協会（Manchester Literary and Philosophical Society）の会員にもなった。同協会は1781年、医師で著述家のトマス・パーシヴァル（Percival, Thomas, 1740-1804）らを中心に創設され、教育の促進や、文学、科学、技芸、公共問題などに対する正しい認識を養うことが主要な目的とされた。協会が発足した当初は、内科医や外科医、薬剤師を中心として構成されたけれども、次第に実業家や製造業者などにも門戸が開かれるようになり、今日もなおマンチェスターを拠点に活動が続けられている^[13]。ちなみに、ジャロルドは1811年に刊行された同協会の記念論集に、論文「国民性（National Character）」を寄稿している。

他方、私生活におけるジャロルドは、2度の結婚を経験している。最初の妻スザンナは1817年3月12日、51歳で死去しており、2度目の妻は1886年に91歳でこの世を去るまでノーフォーク州のノリッジで暮らしていたとされる。また、スザンナとの間には、2人の子どもをもうけていて、娘ハンナ・エリザベスの他にも、息子のエドガー（Jarrold, Edgar T.）がいた。エドガーはニューヨークに渡り、その地で1890年に没したといわれる。他方、

図表3 マンチェスター文学哲学協会の本部（発足時。ジョージ街）



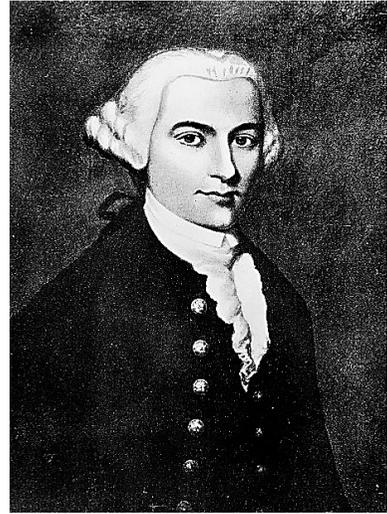
<https://www.manlitphil.ac.uk/our-history>

ジャロルド自身は、1853年6月24日にこの世を後にしている。その82年の生涯において、彼は幾つかの著作を公刊していた。その中には、『人類学——人類の形態および人種の色に関する論考 (*Anthropologia, or Dissertations on the Form and Colour of Man*)』(1808年)や『脊椎の歪みの原因に関する研究 (*An Inquiry into the Causes of the Curvature of the Spine*)』(1823年)など、人間の身体に関わる研究があった。加えて、『本性と理性に関する哲学的な研究。教育科学の原理を確認する見解を伴って。 (*Instinct and Reason philosophically investigated, with a view to ascertain the Principles of the Science of Education*)』(1836年)、さらに未完ながら『人民のための教育 (*Education for the People*)』(1840年、第1巻のみ)の執筆に専念するなど、教育への関心も失わなかった。とはいえ、何よりもジャロルドの名を世上に轟かせたのは、彼の処女作『人間論』によってであった。

ジャロルドは『人間論』の冒頭において、「マルサス氏の『人口論』……の各章にちりばめられた論拠と事実を考察し、それらが主題にどのくらい適しているのかを思いのままに調べること」がねらいであったと述懐したように、同書の視点は主としてマルサスの『人口論』、とりわけ第2版(1803年)に向けられた^[4]。周知のとおり、マルサスは『人口論』初版(1798年)において「食糧は人間の生存に必要であること」、および「両性間の情念は必然であり、ほぼ現在の状態のままでありつづけるとおもわれること」を公準として提示し、「人口は制限されなければ、等比数列的に増大し、生活資料は等差数列的にしか増大しない」ことを説いた^[15]。そこで、生活資料に対し、圧倒的な強さをみせる人口の力を抑制するために、マルサスが提言した方法が、積極的妨げ(positive check)と予防的妨げ(preventive check)であった。

積極的妨げは人間の寿命を縮め、死亡率の上昇をもたらす妨げであり、栄養不良や不健康な職業、過酷な労働、寒暑、極度の貧困、子どもの不十分な養育、戦争、疫病、流行病、飢饉などが挙げられる。一方、予防的妨げは人間の判断能力からもたらされる妨げであり、避妊や墮胎、結婚の延期などにより出生率の低下を促すものであった。こうした人口の妨げの区分は、『人口論』第3版(1806年)により精

図表4 トマス・パーシヴァル (ウィキペディアより)



https://en.wikipedia.org/wiki/Thomas_Percival

緻化されたけれども、これに先立ってマルサスは『人口論』第2版を上梓した折、予防的妨げの項目の中に道徳的抑制（moral restraint）をつけ加えている。これは、独身のうちに性欲の不規則な満足、すなわち、乱交や売春、密通などの性的関係を伴うことなく結婚を延期し、純潔を守ることを旨とするものである。マルサスは、いずれの人口の妨げによっても罪悪（vice）や窮乏（misery）がつきまとうとする一方、この道徳的抑制は例外とみなし、以後、労働者の境遇改善を実現するために重要視していくこととなるのである^[16]。かくして、マルサスは罪悪や窮乏、道徳的抑制による強力な作用に命じられるままに3つの命題を提示している。すなわち、第1に「人口は必然的に生活資料により制限される」こと、第2に「人口はある極めて有力にして顕著な妨げにより阻止されない限り、生活資料が増加する場合には常に増加する」こと、そして第3に「優勢な人口の力を抑え、その結果を生存水準と同じ水準に保つ妨げは、すべて道徳的抑制、罪悪および窮乏に分解することができる」ことである^[17]。これらの命題は、最終版となる『人口論』第6版（1826年）まで変更されることはなかった。しかし、ジャロルドは『人口論』の第2版の段階で、こうしたマルサスの思想に疑問を投げかけたのであった。

ジャロルドは「マルサス氏のご提案された理論は斬新であり、また、神学者や政治家、思想家にとってきわめて重大な関心をそそられる論点が多く含まれる」^[18]ことを認める一方、マルサスの思想に慎重かつ厳格な視線を送っていた。なかでも、ジャロルドが真っ先に着目したのは、積極的妨げの項目であった。彼は「通常疾患や健康を害する季節は、人間がどうこうできる範疇を越えている」けれども、「戦争は自発的な行動」なのであり、人間の回避できるものとそうでないものとの区別が、マルサスのそれでは不明確であるとみなしていた。そして「もしもマルサス氏が、人間の体内に埋め込まれた死へと向かう自然的傾向（natural tendency）と、戦争やその他の大災害のために死を早めることを区別しておられたのであれば、マルサス氏の理論にみられる明瞭さは相当に増すことになるであろう。」^[19]と述べ、マルサスの見解に修正を迫るのである。ジャロルドによれば、戦争や飢饉、流行病はいずれも、人間の愚かな行動、もしくは無知の結果として生じるのであり、人間を必然的に悲惨へと導くよう運命づける類のものではないことを強調したのである。

ジャロルドは貧民の間で横行する酩酊や売春が、人口の増減にさほど影響を与えるものではなく、不健康な職業も同様であるとの私見さえも述べていた^[20]。その一方で、彼が人口の妨げの1つとして、人間の心に及ぼす作用に意識を傾けていたことは興味深い。たとえば、深い悲しみが健康を害し、時には死に至らしめることもあるように、精神状態が身体の過程と分泌に絶大な作用をもたらす可能性があるこ

とに言及した。そして、この「心的な能力を行使しなくなれば、すなわち、人が動物(animal)になり下がってしまえば多産になるし、人が高みにのぼれば多産は減っていく」^[21]とする独自の見解を明らかにしたのである。ジャロルドによれば、「人は単なる動物ではない」のであり、社会の進歩とともに、無知や墮落を矯正するための行動や知識を身につけ、それに応じて出生率もまた次第に低下する傾向があるとみていた。それゆえ、過剰人口の可能性を否定的に捉えていたのである。ジャロルドは、文明社会における人口の増殖が危険な要因にならないと捉えるばかりか、野蛮な種族でさえも戦いに明け暮れるために、人口を増殖させることはなかったとの判断も下していた^[22]。ゆえに、ジャロルドは人口の「増殖を防ぐ罪悪や窮乏、あるいは道徳的抑制の作用を要しない共同社会の大部分を見出す」^[23]ことができるとして、マルサスの提示した命題の普遍性に疑念を抱いたのである。

他方、ジャロルドは両性間の情欲を一定不変とみるマルサスの議論に対しても「事実かもしれない」と譲歩したけれども、人間に備わる生殖能力までを同一視するわけにはいかなかった。彼は、生殖能力がさまざまな国や階級、時代によって多様であることに加え、何より女性の妊娠事情に根拠を見出そうとした。ジャロルドは「女性はいつでも妊娠できるわけではない。それは何より体質によるに違いないけれども、多くの進化の共同作用によるに違いない。……1人目の子どもを出産した後、2人目の子どもを産むための準備には体力的に時間を要する。この身体的な構造こそ、[マルサス氏の主張に] 決定的な変更をもたらすに違いない。……分娩の後、大半の女性は相当長い期間にわたり生殖不能に陥る。ある人は7年ごとに子どもをもうけるし、別の人には14年ごとに子どもをもうける。さらに別の人には一生にたった1人だけ子どもをもうける。」^[24] [角括弧は筆者による]として、女性の身体構造に意識を傾けた。すなわち、ジャロルドは人口の妨げをマルサスのように「避妊」ではなく、「不妊」の観点から取り扱おうしたのである。こうして、ジャロルドは医学的な見地からしても「人口がそれほど早期に助長されることはない」との結論を下したのであった。

さらに、ジャロルドは生活資料と人口との関係にも目を向け、資本主義経済の特質をもとに慎重に検討していた。彼は資本主義的な農業のもとでの食糧の供給は、他のあらゆる商品と同様、需給の法則に左右するとみていた。たとえば、毛織物や綿織物の産業が需要の増加に合わせて発展したように、穀物も必要以上に増産しえないとの見解を表明した。それゆえ、ジャロルドは生活資料の規則的な購入者となる「人口が増えるために生活資料を増加させる」のであり、マルサスが主張するように「生活資料が増えるために人口が増える」わけではないとして、マルサスの見

解との差異を明らかにしたのであった^[25]。

このようにして、マルサスの人口原理への論駁を試みたジャロルドに対し、マルサスは明確な反応を示したわけではなかった。しかしながら、人口の妨げの1つとして心の作用に着目したり、女性の妊娠事情を「避妊」ではなく「不妊」から考察したりするなど、彼の議論はマルサスのそれを補強するものであるとともに、今日の社会にも通ずる諸問題も含まれていた。それゆえ、『人間論』は必ずしも吉田秀夫が断じたように「誤解と謔言と罵倒と嫌味をもってほとんど尽きる」^[26]著作であったとは限らず、ケネス・スミスが強調したように「決して取るに足りぬ仕事などではなかった」^[27]と言いえよう。そして、ジャロルドはこの『人間論』を公刊した翌年、いよいよ照準を救貧法に定めた。すなわち、救貧行政の現状に着目し、幅広い改革案を呈したウィットブレッドの救貧法案に強い関心を寄せたのである。そして、彼は公開書簡の形式でウィットブレッドに応答しながら、救貧法に関わる持論を述べたのであった。これがまさしく『救貧法の書簡』である。

『救貧法の書簡』の刊行時期は、ウィットブレッドが救貧法案を下院に提出してから1か月ほど経過した1807年3月16日である。マルサスが『書簡』を刊行した日付（1807年3月27日）よりも10日ほど早く、ジャロルドが早期より救貧法案に関心を寄せていたことを窺い知ることができる^[28]。一方、執筆した場所はマンチェスターと明記されている（150頁）。前著の『人間論』（1806年7月25日）の前書きからは、ストックポートで著していたことを読み取れるので^[29]、先述したようにジャロルドがマンチェスターに転居した時期は、おそらく両著が刊行された期間であったと推察できよう。この『救貧法の書簡』にみられる主な特徴は、おおむね2点が挙げられる。

第1の特徴は、マルサスの人口原理を批判する立場から応答していることである。ジャロルドは『救貧法の書簡』において、国内の労働貧民の状態や境遇に意識を傾けるウィットブレッドの姿勢に共鳴するとともに、貧民の間で深刻化する害悪を緩和する方法を模索する彼の試みに「貴君の立派な手腕、貴君の信頼できる愛国心に適うもの」（138頁）であるとして賛辞を送っていた。しかしその傍らで、ウィットブレッドが救貧法案を提出するにあたり、マルサスの『人口論』を基礎に据えていたことに対しては「いかなる形であれ、このような諸原理は立法の基礎に据えるべきではありません」（138頁）と強く批判した。

ジャロルドは『人間論』と同様、人口の増殖が生活手段のそれよりも強力であり、なおかつ「罪悪や窮乏、および道徳的抑制が、この増加に対する自然的かつ必然的な妨げ」〔角括弧は筆者による〕（138頁）とみなすマルサスの主張に目を向けた。

そして、この主張を重んじることになれば、人々の境遇改善を企図するウィットブレッドの救貧法案も無にしかねないと警告している。ジャロルドによれば、現状において過剰人口は発生しておらず、たとえそれが事実であったとしても、ブリテン王国の有する植民地への移民により対処できると考えていた。むしろ彼は、植民地との交易の拡大という観点からしても、交易に携わる人の数が多く求められるとして、人口の増加に賛同する立場を押し出した。そのために「たとえマルサスの諸原理の仮説が正しいとしても、この諸原理がわが国の現状にはそぐわないものであり、それゆえこの諸原理に従うべきではない」（139頁）と、まるでマルサスに憎悪の念を抱いているかのような口ぶりで、ウィットブレッドに訴えかけるのである。

しかしその一方で、ジャロルドに救貧法を考察させる契機を与えた人物もまた、マルサスなのであった。ジャロルドは、現行の救貧法制度には「被救済者の品位を引き下げる」作用があるとともに、「被救恤民は一時的に屈辱的な境遇に見舞われるとしても、その後はあらゆる気高い感情とともに、自助のための称賛すべき努力にいそしむという感覚を無くしてしまう」（137頁）として同法の作用を問題視していた。それを踏まえて、彼はマルサスの理論に接したことが契機となり、「貧民の現状についてこれまで自分が行ってきた以上に一層綿密なる調査を行えば、その真偽のほどを判断する助け」（144頁）になるとの考えに至ったことを明らかにしたのである。

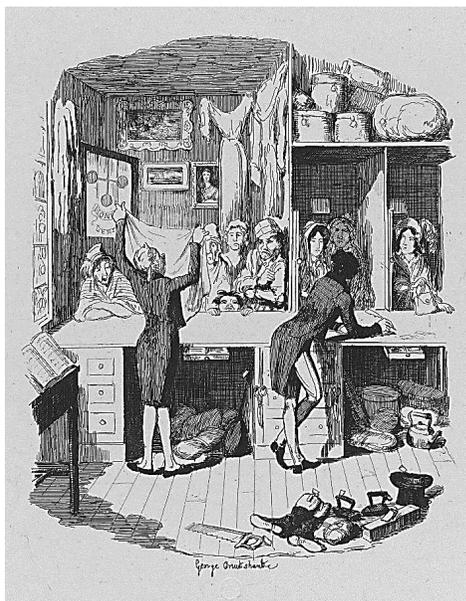
そこでマルサスの理論の真偽を見定めるため、貧民の実情と勘合しながら、ウィットブレッドの救貧法案に応答しようとしたことが、第2の特徴として挙げられよう。ジャロルドは、「人間の社会の性質として、慈善を必要とする者がいない」ことなどありえず、「往々にして我々の神聖な信仰に基づく神のお告げは、貧民をもたらず」ことに注目していた。しかし、それと同時に「貧民に必要なものを与えることが義務であるばかりでなく、貧乏な人の人格を調査することもまた我々の義務」であることも力説していた（142頁）。もっとも、彼は自身の議論が「主として過去10年間、製造業の町に暮らしている貧民に当てはめる」ことができるものであり、「農耕（farming）地区に暮らす貧民にそれほど十分に精通して」いるわけではないことを表白してもいる（149頁）。それゆえ、『救貧法の書簡』で発したジャロルドの救貧法論は、あくまで製造業の地域に限定したものであったと推察できよう。

ジャロルドによれば、自身の暮らすランカ州においては、過去10年の平均賃金がその賃金を「受け取った人々の必要な要求に十分に匹敵するもの」（140頁）であり、少なくとも「わが国の製造業〔に従事する〕貧民に関わる事実は、彼らが生涯を通して、愉快ある扶養手段を用意するに足る十分な金銭を自らの力で有している」〔角

括弧は筆者による] (140頁) と捉えていた。さらに彼は「使用人を置くことができるほど十分なまでに余裕を持ちうる」(149頁) とまで放言していた。しかしその一方で、彼は自立できない貧民の存在も重く受け止めてもいた。すなわち、「土曜日に賃金を受け取るや、店主が[その賃金から] 先週の勘定を清算し、それが終わると、おそらく夫婦とその息子や娘はパブへと出かけ、有り金すべてを叩くまで入り浸る」[角括弧は筆者による] (149頁) 貧民の姿に心を砕いていたのである^[30]。ジャロルドは、こうした貧民の悪習を野放しにしているかぎり、ウィットブレッドの救貧法案が日の目をみることはないことを懸念していた (149頁)。そして、この悪習の主たる原因の1つを貧民の「無知」(140頁) に見出そうとしたジャロルドは、マルサスをはじめ、後に救貧法案に応答する思想家たちと同様、ウィットブレッドが真っ先に掲げた民衆教育に関わる提案に着目したのである。

ウィットブレッドの発した教育案は、彼の親友でもある教育者ジョセフ・ランカスター (Lancaster, Joseph, 1778-1838) の助教制度 (monitoring system) を基礎に、読み、書き、算術などの知育と宗教教育を貧民に施すことを計画したものであり、貧民の境遇改善の根幹として重要視されていた。これに対し、ジャロルドも「教育は父がわが子たちに贈ることのできる、あるいは国王が臣下に授けることのできる、この上ない贈り物」

図表5 質屋の様子 (1830年代) ジョージ・クルックシャンク画



チャールズ・ディケンズ (田辺洋子訳) 『ボズの素描集』あほろん社、2008年、217頁。

図表6 ジン・ショップの様子 (1830年代) ジョージ・クルックシャンク画。



中央には子どもの姿もみられる。
ディケンズ、同書、217頁。

(141頁)であるとして、賛辞を送るほどであった。かといって、ウィットブレッドのように、教育案により「貧民が節儉や勤労、謹厳、秩序に対する真の価値を理解するので、節儉があり、勤労を尊び、真面目で、規則を重んじ、満ち足りた賢明な農民になる」^[31]とまで断言することには躊躇した。また、後にマルサスが『書簡』で声高に述べたように、たとえ教育案だけでも実現できれば「わが国に最も重要な恩恵をもたらしてくれる」^[32]と絶賛するほど、楽観的にもなれなかった。なぜなら、こうした教育案に向けられる一言一句が、ジャロルドの目には単に美辞麗句を並べ立てただけのもののように映じたからである。

ジャロルドは教育が労働者の「人格を改善するための一歩」(141頁)になることを認めても、教育に過度な期待をしないよう慎重さをウィットブレッドに求めている。そればかりか、そもそも教育案の骨子は、全国各地で運営される日曜学校(Sunday school)により、ある程度、成し遂げられていると言及するのである。ジャロルドによれば、かつて自身が身を置いていたストックポートにおいては、労働者の人格を向上させるために教育に注力しており、日曜学校において熱心な教育活動がなされていただけでなく、大金を投じて本格的な教育施設も建設されるなど、教育に対する高い意識を有していたとされる。しかも彼はこうした動きが全国各地に広がっており、すでに民衆が教育を受ける機会を用意されていることを強調した(141頁)。だが、ジャロルドはたとえこうした事実を列挙したとしても、教育の力だけでは貧民の境遇改善の実現には程遠いとする見解を表明するのである。

18世紀の後半、地方新聞の社主であったロバート・レイクス(Raikes, Robert, 1735-1811)により開校された日曜学校は、瞬く間にイングランド全土に普及していった。その理由の1つは、日曜学校が子どもたちの週日労働を妨げることなく、安価でもあったために、子どもたちの稼ぎを当てにしていた親たちに受け入れられたからであった。日曜学校での教育は主として教義問答書などを教材とする音読の教育を中心としており、子どもたちが勤勉かつ従順になるよう宗教教育が徹底された。しかし、書法や算術などの教育はほとんどなされることはなく、教育的な配慮を見出すことは困難であった。しかも、大半の子どもたちは文字を読むことすらままならず退学していったとされ、教育を取り巻く環境には依然としてさまざまな問題はらんでいた^[33]。こうした事情も考慮しながら、ジャロルドは「その教育を受けるにふさわしい対象者に有益ばかりをもたらしたわけではない」(141頁)ことに着目し、貧民の教育への過度な期待に冷静さを求めていると目される。

貧民の教育に関する同様の見解は、救貧法案に応答した他の思想家たちの応答にも見出すことができる。たとえば、ウェイランドは宗教教育の重要性を理解できて

も、書法や算術までを施すことが、貧しい労働者たちにとって、どの程度の有効性があるのかを疑問視していた^[34]。なかでも、当時ハートフォード州で治安判事を務めていたダニエル・カーペンター（Carpenter, Daniel）は、小冊子『救貧法を主題とするウィットブレッド氏の法案、およびいくつかの著作より示唆した諸考察（*Reflections suggested by Mr. Whitbread's bill, and by several publications ... on the subject of the poor laws*）』（1807年）において、教育案は「今後20年か30年の間に人民が一層道徳的になり、慎慮があり、勤労に勤しむ者にさせるであろうという全くもって不確かにすぎない思いつき」であるとして「断固反対」の立場を表明するなど、救貧法案を介して、貧民の教育をめぐる議論も活発化していた^[35]。いずれにしても、教育を貧民の現状を即時に改善させる特効薬として容認しなかったジャロルドにとって、日曜学校は「国民の行動における全面的な改良をもたらしたわけでもなければ、もたらず見込みが満足にあるわけでもない」（141頁）場であった。それゆえ、彼は「住民の大多数の人格を形づくるには、さらに他の何かが必要」（142頁）であると判断し、いくつか別の提案を示唆したのである。その際、彼が重視したのは、貧民を使用人として用いる雇用主（master）の存在であった。

ジャロルドは、通常ならば「十分に衣食に足るはずの者たちが、弊衣をまとい、不潔極まりなく、欠乏状態に身を置いている」要因の1つとして、「雇用主が使用人や公衆に対する責務を疎かにしてきた」（148～149頁）ことにあるとみていた。そのために、ジャロルドは「現在わが国に蔓延している使用人の人格に対する無関心は、雇用主に有害であるばかりか、国家の安全を危険にさらすことにもなりかねない」（146頁）と説き、雇用主に対し、使用人1人ひとりの人格に一層の注意を傾けるよう喚起したのである。先述のように、貧民たちの多くは土曜日に賃金を受けとるや、足繁くパブに通い、酒におぼれる生活が常となっていた。後にエンゲルスも『イギリスにおける労働者階級の状態』（1845年）において、彼らの暮らしに触れ、「とくに土曜日の夕方には、賃金が支給され、いつもより幾らか早く仕事が終わって、労働者階級がみんな、その貧民街から表通りへ流れ込んでくるので、まるで獣のような酔っぱらいを見ることができる。わたしはこういう晩にマンチェスターからの帰りには、千鳥足の、あるいは側溝の中で寝ている酔っぱらいをたくさん見かけないことは、ほとんどなかった」^[36]と活写するほどであった。とりわけ、イングランド有数の工業都市であったマンチェスターにはパブが軒を連ねており、「あらゆる年齢の男女、子どもさえも、ときには赤ん坊を抱いた母親」、さらには「泥棒や詐欺師、売春婦たち」までもが出入りし、飲み騒いでいた^[37]。こうした光景をジャロルドも、日常的に目の当たりにしていたと推察できる。だからこそ、彼

は『人間論』においても「酩酊や放蕩は、あらゆる悪徳のうち、最もありふれたものであり、なおかつ最も有害なものでもある」として危険視するばかりか、飲酒が心身にもたらす作用にまで言及していた^[38]。それゆえに、彼は「多くの労働者たちは、もしも土曜日の夜と月曜日の朝に酒に泥酔せずにいられるのなら、1週間をとっても良好に過ごせるのにと口にする」(146頁)であろうと吐露したのである。

こうした貧民の実情を冷静に見つめるジャロルドは、貧民の節約心を刺激することを意図したウィットブレッドの貯蓄銀行の提案でさえ、その「恩恵を企図した方々の天賦の才にそぐわない」(142頁)ものとなり、水泡に帰すことにもなりかねないことを危惧していた。そこでジャロルドは、互助組織である友愛組合(friendly societies)を一層強化する必要性を訴え、高齢者や寡婦の生活に配慮を示す一方で(147～148頁)、現役労働者に対しては、賃金の支給方法、すなわち週給制度の見直しを求めていた。彼は、雇用主が給与の支払いを週に1度ではなく、「4半期に1度」(145頁)、「月極め」(145頁)、あるいは「10日に1度」(146頁)に変更することにより、貧民たちが生活習慣を見直す契機となることを示唆している。たとえば「結婚を迎えた若者が、4半期の稼ぎの全額を自分の雇用主の手中で保管」(145頁)されることになれば、その「若者は酩酊ではなく節儉の習慣を、また浪費や濫費ではなく用心深さや先見の習慣を身につける」(145頁)ことにつながるとみていた。その上、彼らは「生涯にわたり一層深刻な貧しい者にならないよう精進」とともに、「生涯を通して尊敬される」(145頁)存在にもなれるとまで論を進め、彼らの境遇の改善策として期待をかけたのである。こうしたジャロルドの思考は、「雇用主全員に使用人の貧民監督官(overseer of the poor)役を担わせる」(148頁)提言にも至らせている。

救貧行政の実質的な担い手とされた貧民監督官は、治安判事により教区民の中から指名された無給の官吏であった。彼らの任期は1年であったが、途中での交代も珍しくはなく、事情に通じる経験豊かな業務とは程遠いものであった。そのために、貧民監督官に任ぜられた者の多くが業務への熱意に欠け、貧民を抑圧するか、放漫な救済に陥っていたのである^[39]。こうした事情は、後にマンクが救貧法案を検証する際、「救済の可否を決める自由裁量は現在、一般的にすべて貧民監督官が担っているけれども、任せるべきものではない……この自由裁量は貧民監督官だけに任せていては実施が困難な職務であり、またたとえこれまでに非常に慎重かつ公正に事を進められていたとしても、しばしば誤解されるもの」^[40]であったとする記述からも察することができる。それゆえに、ジャロルドは、貧民監督官の担い手を貧民の救済に不慣れな教区民ではなく、貧民を使用人として雇い、日頃から彼らの事情に

通じる雇用主こそが相応しいとみなしていたと目される。

また、この提言においてジャロルドは、困窮した使用人が救済に値する人物かどうかを見極めるため、雇用主により、困窮の理由が正当で、かつ素行も良好と証明された者に限り、証明書を発行し、最大限の救済を施すことを想定するなど、救済の差別化の必要性も認識していた（148頁）。もちろん彼は、この計画が実現すれば「雇用主の権威を強めるとともに、使用人たちの愛着を高め」（148頁）ることになるとして、計画の有用性のみならず、雇用主への配慮も怠らなかった。こうして、ジャロルドは貧民教育の効果を盲目的に期待するのではなく、雇用主に貧民の金銭を管理する者として、あるいは、貧民の救済にあたる貧民監督官としての役割を担わせることで、より一層現実的に貧民の素行を見直すことに意識を傾けたのである。そうすることが「貧民に一層の用心深さを身につけさせる」（144頁）ことを可能にし、貧民の境遇を改善させることができると彼は判断したからであった。

このようにジャロルドは、『救貧法の書簡』によりマルサスの人口原理を強く批判する一方、貧民の実情にも触れつつ、ウィットブレッドの救貧法案に応答しようとした。そして、その過程で、彼は自身の見解が「多くの地区において救貧法が決して無用なものではないとの非難を浴び」（149頁）せられかねないことに言及していた。先にも言及したように、ジャロルドは神のお告げとして貧民が必然的にもたらされることも認識し、貧困対策の限界も暗に示唆していた。もちろん、マルサスもこの事実を目を向け、真摯に受け止めていた^[41]。しかしながらジャロルドは、マルサスのように、この事実を論拠としながら、貧困を消滅させるための取り組みが「たとえ絶対に不可能ではないとしても、法的な規制の力を明らかに超えた仕事」^[42]であると即断し、救貧法の漸次的な廃止を支持する結論には至らなかった。なぜなら、彼は救貧法の有害な作用を認めるとしても、いまは何より貧民の「人格を調査すること」が先決と判断していたからである（142頁）。彼は本来ならば自活できるにもかかわらず、現実には「週に2ギニーから4ギニーを受け取りながら、いまなお、弊衣をまとっている者やその家族」（149頁）が存在する状況に目を向けないかぎり、問題の解決には至らないと考えていた。それゆえに、救貧法の存廃を論じる前に、貧民の生活事情を改めることこそ肝要と判断していたと考えられる。

他方で、『救貧法の書簡』でなされたジャロルドの議論は、製造業地域の貧民に焦点を当てられたものであり、なおかつ、同年に応答したマンクやウェイランドのように、救貧法案に逐条的に応答したわけでもなく、詳細な検証が試みられた著作とは言えなかった。『救貧法の書簡』が刊行された翌月、『ブリティッシュ・クリティック・アンド・クォーターリー・セオロジカル・レビュー (*British Critic And*

Quarterly Theological Review)』(30巻、1807年)に掲載された書評の結びで、ジャロルドに対し、救貧法の問題を「もう1度、著述される前に、救貧法とその運営全般について、一層正確に学んでおくとお知らせいただかなければならない。」^[43]と酷評されたのは、そのためであった。だが、こうした要因の1つとして、地域的な事情が関わっていたことも想起される。

ジャロルドの暮らしたランカ州などのイングランドの北部は、工業が急速に発展していた地域であり、工場や鉱山、鉄工所などで横溢^{おうえい}していた。労働者たちの雇用は潤沢にあるために、賃金の水準も相対的に高く、不景気の時期などを除けば、公的扶助を必要とせず、救貧院での救済も小規模にとどまっていた。とりわけ、ジャロルドが居を構えたマンチェスターは、綿工業の発展に恩恵を受けた巨大な工業都市であった^[44]。これに対し、農業を中心とするイングランド南部の労働者は、著しく雇用が少ない状況にあり、家族を養うための賃金を満足に得られない労働者が多数存在していた。だからこそ、賃金を補助する救済方法が普及するという経緯をたどったのである^[45]。とりわけ、マンクやウェイランドが拠点としたバーク州は、南部の農業諸州の1つであり、なおかつスピーナムランド制度の発祥の地でもあり、救貧法改革の渦中に置かれていた。すなわち、北部を拠点とするジャロルドと、南部を拠点とするマンクやウェイランドとの間には、救貧法改革の意識に幾らかの温度差があったと推察される^[46]。そして、こうした地域の格差はウィットブレッドに地方税の画一化を提案させたばかりか、後に成立する新救貧法(1834年)の行政にも影響をもたらすこととなった。

周知のとおり、新救貧法は、その基本方針に救貧行政の中央集権化を盛り込むことで、従来の地方主体の救貧行政からの脱却を試みており、「19世紀の最も著名な社会的・行政的措置の1つ」^[47]として評価されるものでもあった。また、同法は貧民の劣等処遇や院外救済の原則禁止を掲げ、公的な救済をできる限り制限しようとするマルサスの思想的な影響を受けるものでもあった。こうした事情から、後にボナーにマルサスのことを「新救貧法の父」と呼ばせたのである^[48]。だが、この新救貧法の方針もまた成立直後から、地域的な問題に悩まされることとなった。まず北部の製造業地域では、1830年代後半からの不況により、ランカ州などを中心に組織的な反救貧法運動が活発化し、厳格に院外救済を禁止することは困難を極めた。その結果、労働可能な男性には、当局より指定された労働に従事することを条件に院外救済を認めるなど、実質、旧救貧法を存続させる形をとった。他方、新救貧法行政に着実に移行した南部の農業地域においても、農業地域特有の季節的失業者を救済する必要が高まり、院外救済を得策とみなすようになった^[49]。かくして新救貧法

は、その在り方に早くも修正が求められたのである。

奇しくも、先のジャロルドの書評の直前に掲載されたのは、マルサスの『書簡』のそれであった。この書評において、マルサスは次のような苦言を呈されていた。すなわち、「M氏 (Mr. M) [マルサス氏] は、救貧法の実施に関する知識 (*practical acquaintance*) に欠けておられるように思われる。そうした知識が乏しければ、救貧法の改正に関わるM氏の思索はおそらく公衆に相当な不都合をもたらし、恩恵をもたらすことはないであろう。」^[50] [傍点は原文、角括弧は筆者による] と評されたのである。この発信は、あくまでも人口原理に基づき、自身の救貧法論を展開したマルサスに異を唱えるものであったと同時に、上述の新救貧法行政に対する教訓として読み取ることもできる。

ジャロルドが『救貧法の書簡』で発した議論は、マルサスの人口原理を公然と批判しながらも、ウィットブレッドの救貧法案には賛同の意を評し、貧民の実情から独自の提案を発するものであった。一方、マンクとウェイランドは、マルサスの人口原理や救貧法論において正反対の立場を表明したけれども、ウィットブレッドが救貧法案で発した貧民の小家屋を増設する提案には、マルサスのように「予防的妨げを弱める作用がある」として痛烈に批判するのではなく、むしろ歓迎していた。それは、両者とも、貧民の悲惨な住宅事情に心を砕くウィットブレッドの姿勢を冷静に受け止め、容認したからであった。他方で、マルサスが好意的に評価していた貧民の教育や貯蓄の提案に対しては、ジャロルドと同様、慎重な視線を注いでいた^[51]。とりわけ、マンクは筆一本で書き記された議会法により、瞬く間に貧民たちに思慮分別を身につけさせることなど、まるで「魔法 (magic)」のようであると例えたけれども、まさに言いえて妙であった^[52]。すなわち、マンクやウェイランド、そしてジャロルドは、マルサスの人口原理や救貧法論に対する見解や、地域の事情において差異はあっても、「貧民の実情に適うものかどうか」を主要な判断材料としながら、ウィットブレッドの救貧法案を検証するとともに、マルサスの救貧法論にも修正を迫る方向性を共有していたとみられる。

図表7 救貧法案をめぐる思想家たちの比較

	マルサスの人口原理	救貧法の漸次的な廃止	ウィットブレッドの救貧法案 (救貧法の部分的な修正)	活動の拠点
ジャロルド	反対	言及せず	賛同 (貧民の実情から検証)	ランカ州 (イングランド北部)
マンク	賛同	賛同		バーク州 (イングランド南部)
ウェイランド	反対	反対		

無論、マルサスにしても、むやみに救貧法の廃止を押し通そうとしたわけではない。なぜなら、彼はウィットブレッドの救貧法案に対し、一部の提案には反対の構えをみせても、「全体として、わが国の救貧法制度を改善することを計画されている」^[53]と述懐しており、救貧法制度の部分的な修正により、貧民の境遇改善を図ろうとするウィットブレッドの方針に理解を示していたからである^[54]。現に、マルサスは『書簡』の前後に刊行した『人口論』の第3版、および第4版（1807年）において、自身の救貧法論に大幅な変更を加えており^[55]、この時期に救貧法の問題に強い関心を寄せたことを垣間見ることもできる。しかし、何より救貧法案をめぐる論争の契機を与えたのが、マルサスの『人口論』であったという史実は見過ごせない。上述のように、救貧法案を発したウィットブレッドも、それに応答したジャロルドも、問題への関心がマルサスの『人口論』に端を発していたことを明らかにしていたし、マンクやウェイランドもまた同様であった^[56]。それゆえ、一連の論争を通じてマルサスの果たした思想的な役割が、いかに大きなものであったかを窺い知ることができる。もちろんジャロルドの『救貧法の書簡』も、そうした論争の一端を知らせる資料の1つとしてみることができ、前著の『人間論』と同じく、「決して取るに足りぬ仕事などではなかった」と想定される。したがって、ここにジャロルドの『救貧法の書簡』の全容を明らかにすることは、救貧法案をめぐる論争や、その論争におけるマルサスの思想的な影響を明らかにしていく過程において、また、新救貧法行政の実態を確認していく過程においても、意義を有していると考えられる。

なお、本訳はまず田中が訳出し、柳田はこの下訳の全体にわたって子細に点検、添削を施した末に完訳された。それゆえ、この小訳に見出されるありうべき過誤、誤訳等の一切の責は柳田にある。

注)

[1] Poynter, John Riddoch, *Society and Pauperism: English ideas on poor relief, 1795-1834*, Routledge & K. Paul, University of Toronto Press, 1969, p.207. ウィットブレッドの伝記は Fulford, Roger, *Samuel Whitbread, 1764-1815: a study in opposition*, Macmillan, 1967. および Rapp, Dean, *Samuel Whitbread (1764-1815): A Social and Political Study*, Garland Publishing, 1987. を参照。救貧法案は1807年2月19日に提出された後、4つに分割され、教育の条項のみが「教区学校法案」として審議された。しかし、結果的には同年8月11日をもって廃案とされた [松井一麿『イギリス国民教育に関わる国家関与の構造』東北大学出版会、2008年、101～106頁を参照]。

[2] Whitbread, Samuel, *Substance of a speech on the poor laws: delivered in the House of Commons, on Thursday, February 19, 1807. With an appendix*, 1807, p.10 [柳田芳伸・田中育久

男訳「ウィットブレッドの救貧法に関する演説」『長崎県立大学経済学部論集』第49巻第3号、2015年、66頁。]

[3] Beales, H. L., The historical context of the Essay on population, *Introduction to Malthus*, ed., by D.V. Glass, Watts, 1953, p.15.

[4] Whitbread (1807) *op.cit.*, p.21. [柳田・田中（2015年）前掲訳、73頁。]

[5] マンクの救貧法案への応答は、Monck, John Berkely, *General reflections on the system of the poor laws, with a short view of Mr. Whitbread's bill, and a comment on it*. 1807. [柳田芳伸・田中育久男訳「マンクの救貧法に関する考察」『長崎県立大学論集（経営学部・地域創造学部）』第54巻第3号、2020年、59～102頁]、ウェイランドの救貧法案への応答は、Weyland, John, *Observations on Mr. Whitbread's Poor Bill, and on the population of England: intended as a supplement to A Short inquiry into the policy, humanity, and past effects of the Poor Laws &c.*, 1807. [柳田芳伸・田中育久男訳「ウェイランドの救貧法に関する考察」『長崎県立大学論集（経営学部・地域創造学部）』第51巻第3号、2017年、113～159頁]、救貧法案をめぐるマルサスとウェイランドの比較に関しては、田中育久男「救貧法改革におけるウェイランドとマルサス」柳田芳伸・姫野順一編著『知的源泉としてのマルサス人口論——ヴィクトリア朝社会思想史の一断面』昭和堂、2019年、65～95頁を参照。

[6] Poynter (1969) *op.cit.*, p.169.

[7] 吉田忠雄「イギリス社会主義人口論史（二）」『政経論叢』27巻1号、1958年、33頁。

[8] Poynter (1969) *op.cit.*, p.169, 213; Smith, Kenneth, *Malthusian Controversy*, Routledge & Kegan Paul, 1951, pp.56-63; Inglis, Brian, *Men of Conscience*, MacMillan Publishing Company, 1971, pp.71-72, 163; Patricia, James, *Population Malthus: his life and times*, Routledge & Kegan Paul, 1979, pp.117-118; Porter, Roy, "The Malthusian Moment", ed., by Dolan, Brian, *Malthus, Medicine, & Morality: 'Malthusianism' after 1798*, Rodopi, 2000, pp.65-68, 116; Porter, Roy, *Enlightenment: Britain and the creation of the modern world*, Allen Lane, the Penguin Press, 2000, p.473. などを参照。

国内の研究では、伊藤久秋『マルサス人口論の研究』丸善、1928年、251～255頁、吉田秀夫「マルサス批判者としてのジャロルド」『商学討究』第8巻下冊、1934年、73～95頁、市原亮平「人口論対象＝方法序説」『關西大學經濟論集』創立70周年特集号、1955年、31～59頁、吉田（1958年）前掲書、27～53頁、南亮三郎『人口思想史』千倉書房、1963年、146～180頁などを参照。

モムベルト（Mombert, Paul, 1876-1938）は、主著『人口論（*Bevölkerungslehre*）』（1929年）において、マルサス批判者を4つ（①自由主義者、②発展史的観察者、③社会改良主義者および社会主義者、④生物学的反対者）に区分し、ジャロルドを④に分類した [南（1963年）同書、147頁を参照]。

[9] Poynter (1969) *op.cit.*, p.213; Porter (2000) *op.cit.*, p.71.; Rapp (1987) *op.cit.*, p.220. などで部分的に触れられている。

[10] *Dictionary of National Biography*, 1892, vol.29, p.254.

[11] Porter (2000) *op.cit.*, p.65.

[12] *Dictionary of Political Economy*, ed., by R. H. Inglis Palgrave, 1896, vol. II, p.472.

[13] Sheehan, Donal, The Manchester Literary and Philosophical Society, *Isis*, Vol. 33, No. 4 (Dec. 1941), The University of Chicago Press on behalf of The History of Science Society, pp. 519-523.

- [14] Jarrold, Thomas, *Dissertations on man, philosophical, physiological, and political; in answer to Mr. Malthus's "Essay on the principle of population."*, 1806, p.v. ジャロルドは『人間論』で引用した『人口論』が第2版(1803年)であることを明言していない。しかし、ジャロルドが各所に配置した注で記載した『人口論』の該当頁を照合することで判別できる。
- [15] Malthus, Thomas Robert, *First essay on population 1798*, Macmillan, 1966, p.11. [永井義雄訳『人口論』中公文庫、1973年、22頁。]
- [16] 森下宏美『マルサス人口論争と改革の時代』日本経済評論社、2001年、40～42頁。
- [17] Malthus, Thomas Robert, *An essay on the principle of population, or, A view of its past and present effects on human happiness: with an inquiry into our prospects respecting the future removal or mitigation of the evils which it occasions*. The Version Published in 1803, with the variora of 1806, 1807, 1817, 1826, ed., by Patricia James, 2 vols., Cambridge University Press, 1989, I, p.23. [吉田秀夫訳『各版対照人口論』I、春秋社、1948～49年、34頁。]
- [18] Jarrold (1806) *op.cit.*, p.v.
- [19] *Ibid.*, p.17.
- [20] ジャロルドは工業化を後押しするあまり、児童労働が幼児にとって極めて望ましいものであると容認してみたり、熱気や高濃度の二酸化炭素で充満する工場の環境が健康的であると豪語したりもしていた [*Ibid.*, p.61.]。
- [21] *Ibid.*, p.250.
- [22] Porter (2000) *op.cit.*, p.66.
- [23] Jarrold (1806) *op.cit.*, p.267.
- [24] *Ibid.*, p.291.
- [25] *Ibid.*, p.30. この他に Smith (1951) *op.cit.*, pp.58-59. を参照。
- [26] 吉田(1934年)前掲書、74頁。
- [27] Smith (1951) *op.cit.*, p.57.
- [28] もっとも、マルサスも救貧法案が提出された8日後の2月27日に、友人のクラーク(Clarke, Edward Daniel, 1769-1822)に宛てた書簡において、救貧法案の冊子を手入れしたいと伝えているので、彼もまた早期より救貧法案に関心を寄せていたと推察できる [James(1979) *op.cit.*, p.267.]。
- [29] Jarrold (1806) *op.cit.*, p.vi.
- [30] こうしたジャロルドの主張は、チャールズ・ブース(Booth, Charles, 1840-1916)による『ロンドン民衆の生活と労働(*Life and Labour of the People in London*)』(1889～1903年)の中にも見出される。ブースは、労働者たちが「ある店からほとんど何でもつけて買っている上に、……毎週同じ衣類を質に入れたり出したりしている。質屋はそれに毎回16シリング支払い、4ペンスの手数料を取っている。……つまり、この家族は1週間分の収入を前借りする便宜のために、週に4ペンス、年にすると17シリング4ペンスを支払っている」と報告している。労働者たちは何かに備えて貯金をする余裕はなく、家主が不意に部屋代を上げたり、一家の大黒柱が病に倒れたりすれば、瞬く間に家計は火の車となり、救貧院に行かざるを得なくなる状態であった [クリスティン・ヒューズ(植松靖夫訳)『十九世紀イギリスの日常生活』松柏社、1999年、160頁]。
- 19世紀のイギリスにおいて質屋は「貧民の銀行」として、労働者たちの日常生活の資金を融資する場となっていた。その顧客の大半は、大規模な商工業都市に住む貧民たちであった。彼らの稼ぎは全うな職に就いている者でさえ不安定であり、週末の資金不足や冬季の減収は

避けられず、疾病や事故、災害により頻繁に困窮に陥っていた。彼らに貯蓄の余裕はなく、まさにその日暮らしであった。こうした事情から、質屋は庶民の金融機関としての役割を担っていたのである。質屋は公認の店舗以外にも、非合法の店舗が無数に存在し、人々は毛布やひざ掛け、時計、つぎあてだらけのズボン、やかん、シチュー鍋などを持ち込みながら、生活資金を調達していた。

しかし、こうした貧民たちの質屋通いが大きな社会問題にもなっていた。当時、ロンドンで治安判事を務めていたパトリック・カフーン (Colquhoun, Patric, 1745-1820) は、『困窮に関する論文 (A treatise on indigence)』(1806年)において、「もしもこの資金の工面の仕方ができなくなったり、突然禁止されたりすれば、何千人もの人々が間違いなく路頭に迷うことになるであろう」とみていた。カフーンによれば、「貯蓄心がなく、儉約の習慣や思慮分別を全く欠いている」労働者たちは、通常なら週に3日か4日の労働で自分とその家族を十分に養える身でありながら、余暇の大半をパブでの飲酒に費やすゆえに、質屋で金銭を工面しなければならぬ事態に陥っていた。しかし問題の核心は、質屋に出入りするたびに、絶え間なく利子の支払いを余儀なくされるにもかかわらず、貧民たちが何の躊躇もしていないことにあると、カフーンは危惧していたのである。

この問題は、本来であれば労働者を読者の対象としていない『タイムズ』紙でも取り上げられていた。同紙(1797年)は、「日曜の晴れ着を月曜には決まって質入れし、結局、1年に52回も質入れするような思慮分別のない者たち」が、「わずかな稼ぎの6分の1、いや時には5分の1、ひどい場合には4分の1までも利子の支払いに充てて」おり、もしも、「このようなことさえしなければ、1年間に利子として支払う金銭だけで、コートであろうと、ガウンであろうと、絹のクロークであろうと、優に2、3着は買えるはずなのに、そのようなことを考えず、質屋通いに狂奔する習慣が広がっている」と報じていた[ケネス・ハドソン(北川信也訳)『質屋の世界——イギリス社会史の一側面』リプロポート、1985年、62～65頁、友松憲彦『近代イギリスの日用品流通——19世紀ロンドンの労働者生活』晃洋書房、2016年、27頁を参照]。こうしたカフーンの証言や『タイムズ』紙の報道からも、労働者の実態に関わるジャロルドの主張は、決して誇張ではなかったと目される。

[31] Whitbread (1807) *op. cit.*, p.95. [柳田・田中(2015年)前掲訳、119頁。]

[32] Malthus, Thomas Robert, A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M.P. on his proposed bill for the amendment of the poor laws, Glass (1953) *op. cit.*, p.191. [田中育久男訳「1807年3月27日付のマルサスからウィットブレッド宛ての書簡」柳田芳伸・山崎好裕編著『マルサス書簡のなかの知的交流——未邦訳資料と思索の軌跡』昭和堂、2016年、212～213頁。]

[33] 民衆教育に対する批判の1つは、神が貧民に与えた境遇よりも彼らを賢くし、現在の境遇や職業に不満を抱かせないかという懸念があった。言うまでもなく、この批判の矛先は日曜学校にも向けられたけれども、中流階級にはむしろ歓迎された。レイクスが、中流階級から当初「寄付金が24ポンドも集まれば上々だと思った。しかし私が非常に驚いたことには、資金が57ポンド以上も集まった」と回顧したように、想定以上の支援を得られたのである。その背景には、日曜学校の設置により、略奪などの非行行為が抑えられ、治安の維持に一定の効果があつたばかりでなく、週1日のわずかな教育ならば、中流階級の地位が脅かされる心配がないであろうと判断された経緯があった。さらに、週日労働を妨げないことから、雇用主や保護者の理解も得やすいという理由も相まって、日曜学校は急速に普及していったのであった[佐伯正一『民衆教育の発展——産業革命期イギリスにおけるその実態と問題点に関する研究』高陵社書店、1967年、110頁]。

とはいえ日曜学校の教育は、その教育時間がわずかであり、教育内容も意欲をかき立てるものではなかったことも問題視されていた。『マンチェスター・ガーディアン』（1821年）によれば、当時のマンチェスターには日曜学校が65校あり、そのうち書法を教える学校は5校、算術までを教える学校は2校しかなく、日曜学校に通う全生徒2万3000人のうち、わずか120人だけが書法や算術を習っていた。もっとも、日曜学校は宗派別に教育方針が異なっており、マンチェスターで書法や算術を教えていた学校は、ローマ・カトリック派や非国教派の日曜学校であったとされる。これに対し、保守色の濃い国教派の日曜学校においては、宗教教育と音読を重視する傾向が強かった。その背景の1つには、国教派においては次第に週日学校の発展に力を注ぐようになり、そこでは主として世俗的な教育が施されていたために、かえって日曜学校が宗教色を強めたことがあった〔同書、106～108頁〕。

上記を考慮すると、ジャロルドが『救貧法の書簡』で取り上げたストックポートにおける教育への関心の高まりは、必ずしも善意によるものとは限らなかった。また、教育案の骨子はすでに日曜学校が担っているとする見解や、「教育による国民の慣習や習慣における突然の変化を恐れないように」（142頁）とする件からは、製造業の雇用主などに一定の譲歩を示すものであったと推察される。一方、彼が「非国教派」であったという史実からすれば、日曜学校における貧民の教育について、単に音読にとどまらず、書法や算術を含めた教育を想定した可能性があることも否めない。

[34] Weyland (1807) *op.cit.*, p.28. [柳田・田中（2017年）前掲訳、135頁。] 助教法は年長の優秀な子どもが助教生（monitor）となり、教師より指示を得ながら、年少の子どもたちを指導する方法である。能力別の少人数のグループで教育され、課題を達成するごとに、上級のグループに移動する仕組みをとった。また、優秀な生徒にはバッジやメダル、衣服などの報償を授与することで、子どもたちの学習意欲を刺激した。助教法に基づく学校は、1796年にランカスターがロンドンのポロー街に創設して以来、全国に拡大し、1807年までに45校を数えた。しかし、この教育方法は、助教生の資質に大きく左右されるものであり、時には学力が不十分な助教生が指導にあたることもあった。他方、生徒の側も、子守りや工場への就労、疾病、衣服の不備などさまざまな要因により、規則正しく登校することが困難な状況におかれていた。それゆえ、子どもたちの中には日曜学校にも在籍し、辛うじて教育の機会を得る子どもがいるなど、教育の環境に不備があった〔宮沢康人『世界子どもの歴史6 産業革命期』、第一法規、1985年、220～227頁、角山榮『生活の世界歴史10 産業革命と民衆』河出書房新社、1980年、240～241頁〕。

このように教育に苦心するイングランドに対し、スコットランドは1496年に「ヨーロッパ最初の義務教育法」の制定以来、教区学校を中心とした教育環境が整備され、識字率の高さで注目されていた。S・J・カーティスが強調したように、教区学校では初等教科のみならず、優秀な生徒には古典や数学などの高等教科も教えられ、さらには大学への道も開かれるなど、教育の体制が格段に整備されていた〔角替弘志「スコットランドにおける教区学校制度の成立」『静岡大学教育学部研究報告 人文・社会科学篇』18号、1967年、153～167頁、松下みゆき「近代スコットランドの教育制度に関する一考察——19世紀における教区学校の変容」『人間文化科学研究集録』第9号、1999年、28～40頁〕。こうした事情から、ウィットブレッドは救貧法案において、スコットランドが救貧法の作用を最小限に留める要因は教育にあると高く評価しており〔Whitbread (1807) *op.cit.*, pp.27-36. [柳田・田中（2015年）前掲訳、76～82頁。]〕、ウェイランドも、スコットランドは教育のおかげで救貧支出が適切になされていると判断していた〔Weyland (1807) *op.cit.*, p.20. [柳田・田中（2017年）前掲訳、131頁〕〕。

しかし実際には、スコットランドの教育も厳しい状況に直面していた。ローランド地方の農民を調査したアーガイル委員会は、彼らは「わが子の規則的通学に努める気が全くない」だけでなく、子どもに「知識を身につけさせるために、苦労や金銭的な負担を背負わなければならないくらいなら、子どもが何も知らなくてもかまわないとさえ考えている」と報告している。この報告のように、スコットランドの農民は子どもたちを学校に行かせるほど教育に熱心な者ばかりではなく、子どもにできる仕事のない冬季のみ開校する所もあった。また、教区学校の教育も暗記学習が中心の機械的なものであり、教えたことを生徒がおうむ返しできれば理解したとみなしていた。そればかりか教師は生徒を服従させ、従わない者には容赦なく体罰が課された。1818年の時点の推計において、学校教育を受けた割合はイングランドでは14人に1人、スコットランドでも12人に1人という状況にあったので、スコットランドも必ずしも最良の環境とは言えなかった〔田口仁久『イギリス教育史——スコットランドとアイルランド』文化書房博文社、1993年、71～72頁、角山（1980年）前掲書、241頁〕。

[35] Carpenter, Daniel, *Reflections suggested by Mr. Whitbread's bill, and by several publications, lately circulated, on the subject of the poor laws*, 1807, pp.3-4. カーペンターはこの小冊子において、マルサスやジョージ・ローズ(Rose, George, 1744-1818)、ウェイランド、カフーンらの著作を主要な検討対象としている。この小冊子の刊行時期は、書誌情報より刊行年の「1807年」のみ明らかにされている。しかし、『マンスリー・マガジン (*The Monthly Magazine*)』（第24巻、1807年）に掲載された「10月の新刊一覧」で、この小冊子が紹介されていることから、おそらく「1807年10月頃」であったと特定できる〔*The Monthly Magazine*, vol.24, 1807, pp.335-336〕。

[36] エンゲルス（浜林正夫訳）『イギリスにおける労働者階級の状態（上）』新日本出版社、2000年、193頁、角山（1980年）前掲書、231～232頁を参照。

[37] エンゲルス（2000年）前掲訳、193頁。エンゲルスによれば、マンチェスターには居酒屋が1000件以上立ち並んでいたとされる。また、彼は「多くの母親が腕に抱いている乳飲み子にジンを飲ませている」〔同書、193頁〕と報告しているように、当時の貧しい母親たちの間では、泣きじゃくる子どもにビールやジンなどの強度のアルコール飲料を飲ませて眠らせる方法をとることがあった。そればかりか、アヘンで麻痺させる方法がとられることすらあった。ランカ州のプレストンにおいては1600の家族が「ゴドフレイ強心酒」というアヘン入りの甘い酒を、週あたり約2分の1オンスを消費していたとされる。その結果、乳児死亡率は約45パーセントに及んだ〔角山（1980年）前掲書、198～199頁〕。

[38] ジャロルドは『人間論』において「かりに、過剰な飲酒の常習が身体に害を与えたり、その結果、人口の増加をわずかでも抑制したりしたとしても、この方法によれば、精神はより深刻に侵され、うきうきした気分させるほろ酔い (edge of happiness) の効果などすぐさま消えてしまう。酩酊 (intoxication) の作用を抗するほどの強靱な体力があれば、いかなる作用にも耐えられるのではないかと想像するけれども、それは私たちの思い誤った見解である。そのようなことはない。大酒飲みは、社会的な性質を帯びた罪悪であり、人とのつきあいにおける社交性 (social affection) を損なわせる。常日頃から大酒を飲む者は、人を愛することができない。夫として妻への温かく、思いやりのある愛情も、父としてわが子への愛情ある慈しみも感じなくなる。この悲惨な罪悪は、人と人との絆の意識を失わせ、その絆を弱める。大酒飲みは、その人格ゆえに生涯を通してあらゆる楽しみを失ってしまうのである。」〔Jarrold (1806) *op. cit.*, p.37.〕として、過剰な飲酒に警鐘を鳴らしていた。

[39] 小山（1962年）前掲書、246～247頁。

[40] Monck (1807) *op.cit.*, p.18. [柳田・田中 (2020年) 前掲訳、87頁。]

[41] マルサスは『書簡』において『申命記』15-11を引用し、神が「貧民は決して消え去りはしないであろう」と宣告しており、ある1つの国だけでなく、あらゆる国に共通する事実として受け止めていた[Malthus (1953) *op.cit.*, p.186. [柳田・山崎(2016年)前掲書、209頁。]]。本稿の訳注8も参照。

[42] *Ibid*, p.186. [同訳書、209頁。]

[43] *British Critic And Quarterly Theological Review*, 1807, vol.30, p.448.

[44] W・コート (矢口孝次郎監修、荒井政治・天川潤次郎訳)『イギリス近代経済史』ミネルヴァ書房、1957年、283頁、小山 (1962年) 前掲書、286～287頁を参照。

産業革命期のイングランドの賃金は、1760年代頃には、首都ロンドンとその周辺のイングランド東南部が最も高く、首都から遠ざかるほど賃金は低かった。とりわけイングランド北部の諸州は最低水準にあり、マンチェスターの大工の賃金はロンドンのそれよりも4割ほど低く、首都からほど遠い西南部のエクセターのそれよりも低い水準であった。ところが、工業化が進化した1790年代頃になると、状況は一変する。マンチェスターの大工の賃金はロンドンのそれより1割ほど低い水準までにあがり、ランカ州の農業労働者の賃金も同様に改善し、東南部のサフォーク州のそれに並んだ。他方で、首都から離れた南部諸州では、北部より低い水準となり、その後100年間の賃金格差の構造が決定づけられた。

イングランド東南部のバッキンガム州の賃金は、工業化が始まった1767～70年には、ランカ州のそれより2割ほど高い水準にあった。しかし、1797～95年には、ランカ州の賃金がバッキンガム州のそれを上回った。こうして高い賃金を稼得した各州では、より良い服装や食事など生活の改善がみられただけでなく、救貧税による被救済者の減少など福祉の面での恩恵も得られた [J・ラングトン、R・J・モリス編 (米川伸一・原剛訳)『イギリス産業革命地図——近代化と工業化の変遷1780-1914』原書房、1989年、60～68頁]。ランカ州とバッキンガム州の農業労働者の賃金比較は、本稿の訳注7も参照。

[45] W・コート (1957年) 前掲訳、283頁。

[46] たとえば、1人あたりの貧民救済費を比較すると、ランカ州が4ポンド5ペンス (1802年)、7ポンド5ペンス (1812年)、5ポンド6ペンス (1821年)、1831年4ポンド5ペンス (1831年)と推移したのに対し、バーク州においては16ポンド1シリング (1802年)、22ポンド9シリング (1812年)、19ポンド1シリング (1821年)、18ポンド7シリング (1831年)であり、その差は歴然としていた[Blaug, Mark, *The Myth of the Old Poor Law and The Making of the New*, *The Journal of economic history*, 23 (2), 1963, pp.178-179.]。実のところ、後に成立した新救貧法の目的は、旧救貧法の弊害が深刻なイングランド南部の農業地域を改善させることにあったとされる。イングランド北部の製造業地域においては、南部のような慢性的な過剰人口や、多数の労働者が被救恤民となるといった諸問題に悩まされることは少なかった。貧民救済費も北部の方は顕著に低く、新救貧法が成立して間もない1836年の段階においても、1人あたりの貧民救済費が5シリングを下回った10州のうち8州が北部であった [安保則夫著、井野瀬久美恵・高田実編『イギリス労働者の貧困と救済——救貧法と工場法』明石書店、2005年、54頁]。こうした事情も遠因となり、ジャロルドは救貧法制度の詳細な改革よりもむしろ、雇用主と労働者の関係に目を向けていたと考えられる。

[47] W・コート (1957年) 前掲訳、283頁。

[48] Bonar, James, *Malthus and his works*, G.Allen & Unwin, 1924, pp.304-305. [堀経夫・吉田秀夫訳『マルサスと彼の業績』改造社、1930年、416頁。]

[49] 安保（2005年）前掲書、47～62頁、柳田芳伸・田中育久男「英米における救貧法の略史」『長崎県立大学論集（経営学部・地域創造学部）』第52巻、第3・4号、2019年、265～286頁を参照。

[50] *Ibid.*, p.447.

[51] マルサスは小家屋の入手が困難な状況こそ早婚を妨げる効果があり、救貧法の作用を弱める最も健全な方法として重視した。ゆえに、小家屋を増設する提案は受け入れがたかった [Malthus (1953) *op. cit.*, p.192-193. [柳田・山崎（2016年）前掲書、213頁。]]。しかし、マンクは貧民の生活環境への配慮から「貧民の健康や住居に対する情け深い配慮」のある条項として好意的であった [Monck (1807) *op. cit.*, p.36. [柳田・田中（2020年）前掲訳、94頁。]]。また、ウェイランドも無分別な増設には難色を示す一方、労働需要が労働供給を上回るような地域では、勤勉な家長を生み出し、労働人口の増加を促す対策として得策とみた [Weyland (1807) *op. cit.*, pp.52-53. [柳田・田中（2017年）前掲訳、147頁]]。

ウィットブレッドはマルサスの『書簡』が刊行された後、マルサスに書簡（1807年4月5日）を書き送り、小家屋の増設を提案した意図を明らかにした。彼は、小家屋の建設が急を迫られた場合に適用するものであり、対象者も「生活手段を十分に持って生活する人々」に限定するなど、無差別に実施するものではないことをマルサスに訴えていた [Whitbread, Samuel, Samuel Whitbread to Malthus(5 April 1807), *T. R. Malthus: The unpublished papers in the Collection of Kanto Gakuen University*, ed. J. M. Pullen and Trevor Hughes Parry, vol.1, Cambridge, 1997, pp.82-83. [柳田・山崎（2016年）前掲書、224頁。]]。救貧法案をめぐるマルサスとウィットブレッドのやり取りは、田中育久男「救貧法改革におけるウィットブレッドとマルサスの交流」柳田・山崎（2016年）同書、59～90頁を参照。

他方、ウィットブレッドの貯蓄銀行の提案に対しては、「しばらくすれば全面的な信頼を得ることになる」 [Malthus (1953) *op. cit.*, p.203. [柳田・山崎（2016年）前掲書、224頁。]] と楽観視していたマルサスとは異なり、マンクやウェイランドは疑念視していた。ウェイランドは貧民が「貯蓄を非常に嫌い、怠惰で酒におぼれて」いることに注意を促していた [Weyland (1807) *op. cit.*, p.17. [柳田・田中（2017年）前掲訳、130頁]]。さらにマンクに至っては、貧民にとどまらず「英国人の一般的な傾向として節約に対する [意志が] 弱い」ことから、「自身のことをよくよく観察し、節約の重要性」を見出さなければならない [Monck (1807) *op. cit.*, p.25. [柳田・田中（2020年）前掲訳、36頁]] ことを強調し、貧民に節約の習慣を身につけることは容易ではないと判断していた。

[52] Monck (1807) *op. cit.*, p.25. [柳田・田中（2020年）前掲訳、89頁。]

[53] Malthus (1953) *op. cit.*, p.204. [柳田・山崎（2016年）前掲書、220頁。]

[54] こうした事実から、エンプソン (Empson, William, 1791-1852) は、マルサスが「漠然としてはいるけれども、原則としては救貧法の一支持者」であったことに言及している [エンプソン [柳田芳伸訳]「マルサス氏の生涯、著作、および性格」『長崎県立大学経済学部論集』第44巻第3号、2010年、95頁を参照]。

[55] マルサスは、『人口論』の第3版および第4版において自身の救貧法論の言い回しを改めていた。まず第3版の附録においては、救貧法の有害な作用は否めないけれども、注意深くみれば「人口の増加を大いに刺激するとは断定的に言うつもりはない」として見解を修正した。さらに第4版に至っては、上記が「事実ならば、本書で主張した救貧法に対する反対論のいくつかは削除される」と加筆しており、救貧法論の明確な変更を示唆していた [Malthus (1989) *op. cit.*, II, p.226. [吉田（1948～49年）前掲訳、IV、247～248頁]]。マル

サスの救貧法論の変遷は、渡会勝義「マルサスの経済思想における貧困問題」『Study Series』38、一橋大学古典史料センター、1997年、柳沢哲哉「マルサス『人口論』における救貧法批判の論理」『マルサス学会年報』第24号、2015年、1～31頁を参照。

[56] ウェイランドは救貧法案に応答する前に、『救貧法の政策、慈愛、過去の諸効果に関する小研究 (*A Short inquiry into the policy, humanity, and past effects of the Poor Laws*)』(1807年) [以下、『小研究』と略記] を著し、ジャロルドと同様、マルサスの『人口論』第二版に触発された。ウェイランドは、この『小研究』の後続を意図した小冊子『ウィットブレッド氏の救貧法案およびイングランドの人口に関する考察 (*Observations on Mr. Whitbread's Poor Bill, and on the population of England*)』(1807年)において、ふたたびマルサスの議論に反論し、各所で『小研究』と照合しながら、救貧法案の条項に応答していた [柳田・姫野 (2019年) 前掲書、76～82頁を参照]。

他方、マンクの方は救貧法に関し「言われたり、書かれたりしてきた多くのことを少しばかり道標」にしたと述べるにとどめており、あからさまにマルサスの名を挙げていたわけではなかった。しかし、マンクは「人類が他のあらゆる動物と同じように、食糧もしくは生活手段が豊富であることに比例して増殖する」ことや、救貧法が「貧困を取り除くのではなく、助長する傾向がある」ことを述べるなど、明瞭にマルサスの思想的な影響を受けていた [Monck (1807) *op.cit.*, Introduction, p.40 [柳田・田中 (2020年) 前掲訳、64、97頁] を参照]。後にマンクはポインターらにより「マルサス主義者 (Malthusian)」として位置づけられた [Poynter (1969) *op.cit.*, p. 213.; Rapp (1987) *op.cit.*, p.222.]。

トマス・ジャロルド『救貧法の課題に関する下院議員ウィットブレッド氏への書簡』1807年、pp. 32.

凡 例

1. 原文の丸括弧（ ）は、訳文でもそのまま表記している。
2. 原文のダブルクォーテーション部は、鉤括弧「 」で示している。
3. 原文のイタリック部は、傍点で示している。ただし著作の場合は、二重鉤括弧『 』で示している。
4. 読者が通読される上での便を図るために、訳者は適所で角括弧〔 〕を用いて補っている。したがって角括弧内の補記は訳者によるものである。
5. 訳注は、亀甲括弧〔 〕に通し番号を記入し、適切な個所に付している。

謹啓

知性ある方々の語らいにおいて幾度となく、こう言われてきました。幾つかのヨーロッパの国家にはあまりにも専横で国民（people）の精力や幸福を損なう政府もあれば、単なる戦争委員会（war committees）にすぎなかったけれども、より関心を喚起した政府もある、と。すなわち、国民の真の有利さを目論んだ法制化が、戦争の手段にされたり、またその計画へと舵を切ったりするくらいなら、こうした政府の議員たちの審議入りしない方がよほどましである、と。——「われに船を、植民地を、そして通商（commerce）を与えよ！」は、近年の政治家たちの願望です。これらの言葉は忘れ難い場面で発せられたのですが、こうした感情はこの言葉が発せられるよりも以前の時代のものであり、また個人に限られるものでもありません。それらの意味を私に解釈させていただくなら、——われに戦いを与えよ、そしてわれに富をもたらせ、つまり、目的と手段との組み合わせの1つなのです。

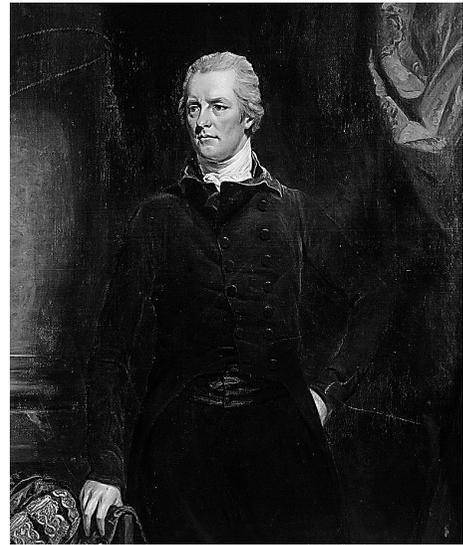
とはいえ、たとえこうした精神が不幸にもわが国に息づいていたにせよ、その終焉は近づいており、もはや断末魔に苛まれているのです。わが国の軍事力によってこの世界を征服することなどできません。しかし、わが国の評判にとって、一層気高く、より朽ち果てることのない功績が我々のために用意されているのです。堅明な法と慈悲深い制度により模範を示せるかもしれませんし、そうなるであろうと私は確信しております。そこでは、法や制度がわが国民の人格を向上させ、状態（condition）を改善させて、その威光は世界のすみずみまで行き渡るでしょう。我々は、

なにゆえにギリシア人やローマ人への敬意を語るのでしょうか。それは有益な技芸 (useful arts) を我々に伝えたからに他なりません。彼らが勇敢に戦ったからではないのです。なぜなら、多くの人々が同じように戦っていて、我々が畏敬の念を抱いてその名声を語ろうとしないからです。

わが国が幾年にもわたり統治してきた有能で気骨のある陸軍大臣たち (war ministries) は、近隣の諸国家の間で崇高な敬意をわが国にもたらしました。そして我々はピット氏の雄弁さとフォックス氏の勇敢な判断力が渾然一体となることにより、この敬意が一層高みに上るよう期待してやみませんでした^[1]。フォックス氏は戦争の支持者ではありませんでした。しかし、国家はその方向 [戦争に向かうこと] にのみ榮譽を期待したことも事実であるのです。たとえ神の摂理 (Providence) が満足に足るものであっても、この世を去った偉人たちも、国民 (nation) も、彼らを失ったことを嘆きました。自分の地所を受け継ぎ、その地で人々に認められ、尊敬の的となった方々もいれば、国家の破滅に警鐘を鳴らすことに心を動かされた方々もいました。新聞記者たちは今日に至るまでに声を大にして、こう発しています。——内閣は実行力に乏しい。——彼らはいったい何をしたのか？ 彼らはどのような才能を発揮したのか？と。しかし、閣下 (Sir)。この叫びはまもなく止みましょう。——貴君と貴君の同志の方々は国民のために法的規定を設けておられるのです。——貴君は国内に関心を持たれていますので、国民の心は貴君とともにあるでしょう。

私は時折、過去30年、もしくは40年間のわが国の政治家たちの議事録を何度も精

図表8 小ピット (ウィキペディアより)



https://en.wikipedia.org/wiki/William_Pitt_the_Younger

図表9 ジェームズ・フォックス (ウィキペディアより)



https://en.wikipedia.org/wiki/Charles_James_Fox

読してみました。結果として、私はその人格を向上させることで、国民の幸福を改善するのを目的とした法律を1つとして見つけることができませんでした。内閣は自らが主導した戦争によってのみ敬意を表されたり、苦渋の思いをさせられたりしてきました。なるほど、ピット氏は通商を促進することにより、その名を高らかにされました。しかし、それは単に一代限りの情況（circumstances）にすぎないのであり、1つの時代が過ぎ去れば、その恩恵も忘れ去られてしまうでしょう。それは1人の人間が成功した成果のようなもので、——自分の勤労に敬意を表され、自分の通商の原理に関する知識に称賛を送ったものです。とはいえ、誰もがこの事実を通有しているとするならば、彼の榮譽など瞬く間に消え失せてしまいます。というのも、彼の有用さが終焉したからです。

英国人ほどに自分がその下で暮らしている政体（constitution）に親愛の情を持つものはありません。そのことを肝に銘じない大臣は、いかに優れた才能があろうとも、時を経ずして忘れ去られるか、悔恨だけが思い返されるのです。しかし、閣下。この案件が貴君とその同志の方々に当てはまることはないでしょう。貴君は国民の要望に目を向けられてこられました。——国民の永続的な恩恵や、彼らの眼前の善にご注意を傾けてこられました。すでにわが国は貴君からあふれんばかりの恩義を負っているのです。貴君は（私は内閣のことを申し上げておりますが）、わが国の兵士たち（soldiers）を忠義ある市民（citizens）にしてくださいました。貴君は兵士たちに1つの国を与えてくださいました。それゆえ、兵士たちは祖国をお守りするでしょう。兵士は生涯にわたり、あらゆる感情をなくし、その母国を慕うのです。兵士はどこにいてもよそ者で、傭兵（mercenary）は彼が雇われるのとほぼ同じ大きさの土地（country）を相当します。傭兵とその土地の人々（countrymen）とを結びつける共通の利益はいったい何でしょうか？ 傭兵はその土地の人々に従属することになるとしても、その土地の人々を守ろうと気遣おうとは思いません。すなわち、傭兵にとっては外国との戦いに臨むことが、彼らの属する土地を防衛することと同じくらいに関心事となっているのです。しかし、閣下。貴君はその傭兵に人生を喜ばしいものにしようという感情を、——人としての感情を、そして市民としての感情を取り戻されたのです！傭兵はその思いを大切にすることができ、自分の家族や友人〔に囲まれた〕心温まる場所に自由に帰還できる日を指折り数えることができるのです。これほどの法案が他になければ、本法案は貴君の名声を不朽のものになしましょう。

しかしながら、さらに多くのことをなさいました。公金の支出に関する実際的な調査を実施なさいました。公金の横領や詐欺が認められました。国家の歳入をかす

め取り、濫費した不届きな連中は白日の下にさらされることになりました。この害悪 (evil) は国民が長きにわたり不正を疑っていたものであり、歳入の円滑を大いに不本意なものにしてきました。この害悪によって多くの人々は詐欺や共謀に甘んじさえしてきました。密輸はこれを根拠に正当化されました。しかし貴君はこの害悪を取り除き、その結果として脱税を手助けする民事訴訟 (common plea) を廃止しようと対策を講じておられるのです。

とはいえ、貴君の心底から離れることなく、また、わが国の下院議会からの賛同も得た、最近の一番重大な法案は、奴隷貿易の廃止 [に關わる法案] のことです⁽²⁾。間違いなくこれほどまでに心が満たされ、政治家の心を温めた重大な法案はありません。閣下、前に進めましょう。今にも消えゆくものたちへの神のお恵みは、貴君の肩にかかっています。同様の慈悲深い動機、同様の賢明な方針 (principle) は、この対象者に多くの人々の注意を向けさせましたが、貴君のご注意を、とりわけわが国の労働貧民の状態 (state) や事情 (circumstance) に向けさせました。他の国の貧民と比べれば、わが国の貧民はもたえ苦しむ足枷を解く必要もなければ、涙を拭う必要もありません。あるとすれば、ため息を抑えることくらいなのです。実直、勤勉、そして善良である国の貧民は共鳴者 (friend) も、擁護者 (protector) も、あるいは支援者 (patron) も全く必要としないのです。しかしそれでも、貧民の境遇 (situation) には入念な注意が求められます。貧民は多額の金銭を求めるわけではありませんが、より良い形で金銭があてがわれることを望んでいるのです。貧民は自らによる扶養 (support) を身につければ、その状態で暮らすのです。貧民は隣人のおかげで品位ある暮らしをし、そうした暮らしに値すると自覚する見返りに、道徳感情をきわめて損ない、不名誉と屈辱を味わうのです。なぜなら、たとえ国民の人間性 (humanity) には最上の榮譽を送ることになるとしても、救貧法 (Poor's Law) は同法により救済した人の品位を引き下げてしまうからなのです。被救恤民 (pauper) は一時的に屈辱的な境遇に見舞われるとしても、その後はありとあらゆる気高い感情とともに、自らを助ける称賛すべき努力にいそしむという感覚を無くしてしまうのです。被救恤民は滅多なことで敬意を表されたり、憐れみをかけられたりすることはありません。被救恤民は社会にとっての厄介者、すなわち、根っからの悪人であることの確実な証左ではないとしても、社会から忘れ去られた存在とみなされるのです。恩恵に与る人を恥辱にまみれさせる慈善は、慈善であることをやめてしまうのです。感謝の念を被救恤民の心のすみずみまで浸透させることはそうそうないと推測します。救済者と被救済者とは、一方では本分を全うし、他方では好意を受けるというよりは、互いに相反する人たちであるように思

われるのです。

この深刻化する害悪を取り除く方法を明らかにし、ご注意を傾けられることは貴君の立派な手腕、貴君の信頼できる愛国心に適うものであります。しかしながら、閣下。こう申し上げることをお許しください。私には、貴君が事をなそうとされる根拠や、貴君が職務を全うするために意図されたご方針には、ある疑問が思い浮かぶのです。貴君はご自身の手引書として、マルサス氏の『人口論(*Essays on the principle of Population*)』を表立って引き合いに出しておられます^[3]。貴君をはじめ、大多数の方々がマルサス氏の思想の独創性、際立った能力、忍耐強い勤勉さに称賛を送られるとしても、また、一人の学者、一人の紳士としてのマルサス氏に発する全てのことを認めるとしても、彼らはマルサス氏の諸原理に対し、——誤ったもの、不正なもの、邪悪なものとして反旗を翻したのです。いかなる形であれ、このような諸原理は立法の基礎に据えるべきではありません。閣下。マルサス氏は我々に自然の法則と神の摂理とは一致しないと述べているのです。マルサス氏は増殖原理 (*principle of increase*) がありうる生活手段 (*means of subsistence*) よりも強大であると我々に述べています。さらにマルサス氏は罪悪 (*vice*) や窮乏 (*misery*)、および道徳的抑制 (*moral restraint*) が、この増加に対する自然的かつ必然的な妨げなのであり、それらの助けがなければ、世の中の事情は解決に向かわないとさえ断言しているのです^[4]。閣下。公共の善 (*public good*) のために熟慮を重ねられる際に、貴君の心の片隅でこのような諸原理に関心を寄せられるのは危なかしいことです。この諸原理は、貴君の燃え盛る情熱を奪い去り、貴君の思想にみられる慈悲深い流れをせき止め、貴君の望みを打ち砕き、貴君の期待に沿えないと考えられます。この諸原理は、貴君を人間嫌いにさせ、貴君は絶望の淵に追いやりましょう。もしもマルサス氏が述べているように、全知全能の神 (*Almighty*) がこうした障害をお与えになっていたとすれば、貴君はいかにして人類の状態を改善させることができるのでしょうか？もしも創造主自らがお創りになった創造物に必需品 (*necessities*) をお与えにならなかったとすれば、その場合、貴君は創造物を幸福にできるのでしょうか？もしもマルサス氏の諸原理が正当であったとすれば、貴君は自らのご意志で法制化をおやめになるであろうと私は確信しております。政治家による検討は、もはや社会の幸福や福利を増進するのではなく、その増加を阻む方法を考案することになりましょう。

閣下、上記は、かの紳士の諸原理が作用しうる場合の極めて穏便な隠喩 (*mildest form*) なのです。

マルサス氏は救貧法に言及するにあたり、こうきっぱりと断言しています。すな

わち、貧民は人生において晩婚しない限り、またその結果として、より少ない人数の子どもの親とならない限り、恩恵を得ることはできない、と。その後、マルサス氏は同じ章の中で、貴君もご自身の計画の中でお認めになった慈悲深い規制の幾つかを提案しています^[5]。

自然の制度 (institution of nature) に逆らうことは、神への冒瀆を示唆し、敗北に帰するに違いありません。私は、国民の道徳や、晩婚によりもたらされる家族の幸福の見通し、および親がわが子たちに負う義務の履行への晩婚の影響の考察をやめるつもりはありません。しかし、たとえマルサス氏の諸原理の仮説が正しいとしても、この諸原理がわが国の現状にはそぐわないものであり、それゆえこの諸原理に従うべきではないと強調したいのです。閣下、貴君の権威はわが国において絶大な力を有しておられます。貴君は晩婚を課す提案をしておられるわけではありません。しかしそれでも、その明確な目的のために晩婚を推奨するに違いない刊行物を公に認められていることは、自ずと目に見える形での (practical) 影響をもたらすのです。わが国は国民であふれかえっているのでしょうか？紛れもなく、そうではありません。大多数の被救恤民は、墮落した小農民 (peasantry) を証明するものであり、過剰人口 (redundant population) の証明ではありません。

しかし、仮にこの [ブリテン] 島が人民であふれかえるほどであったとしても、それは広大無辺な恩恵に浴することでしょう。我々は遠く離れた地に所有土 (possessions) を有していないのでしょうか？何によって、我々はその土を守ることができ、植民地化と同等にできますか？わが国に相当長きにわたりフランスでの地歩を固めさせたのは、植民者をカレー (Calais)^[6]に向かわせたことの他に、何であるのでしょうか？このカレーの地は、母国に対する忠誠や愛着を忘れませんでした。わが国が南アメリカを征服するのを阻むものは何でしょうか？旧スペイン王国 (old Spain) に対する人民の忠誠ではないのでしょうか？わが国は1万もの家族をパラグアイに送り込んだのでしょうか？仮にその征服がなされたとしても、単に軍事力に訴えるよりも、はるかに安全で、しかも費用を抑えられるのではないのでしょうか？——閣下、仮にいかなる征服もが正当だとしても、南アメリカの征服は貴君の天賦の才、そして貴君と行動を共にされる方々のそれに見合うものであります。すなわち、そこはスペインもフランスもが無防備な地域なのです。仮にこの地域を征服できれば、スペイン政府やフランスの歳入に重大な影響をもたらすに違いありません。この征服は、南米大陸 (southern continent) の大部分を市民的・宗教的隷従から解放するに違いありません。そして、わが国の報酬としては通商を相当に拡大することになるでしょう。閣下。これにしても、人口の増大が求められ

ます。通商に携わる一層多くの国民がいなければ、いかにしてわが国の通商を拡大できるのでしょうか。

閣下。それゆえ貴君が国家の人口を減らす傾向のある学説をお認めになられるのは、貴君の政治家としての確かな判断力にそぐわないものであり、貴君の人としての慈悲心にもふさわしくないものなのです。

わが国の貧民の状態を考察するにあたり、何より真っ先に思い浮かぶのは、貧民の賃金は十分に高いのか？ということです。もしもそうでないなら、彼らの賃金を引き上げなければなりません。そうしなければ、貧民の状態を改善することはできません。これに加え、足りない分は何としても別途、埋め合わせなければなりません。私はあえて申し上げます。一番手短な〔方法〕は、直ちに十分な額の賃金を与えることです。しかし、閣下。私の住む地域（ランカ州）において、過去10年の平均賃金をたどってみれば、その賃金はそれを受け取った人々の必要な要求に十分に匹敵するものであったと心を弾ませて申し上げます⁽⁷⁾。この事実は、年収100〔ポンド〕か、200〔ポンド〕を稼いだ家族を貧しい家族とみなすのを軽拳妄動（insult）としましょう。以上が私の申し上げる労働階級の状態であります。

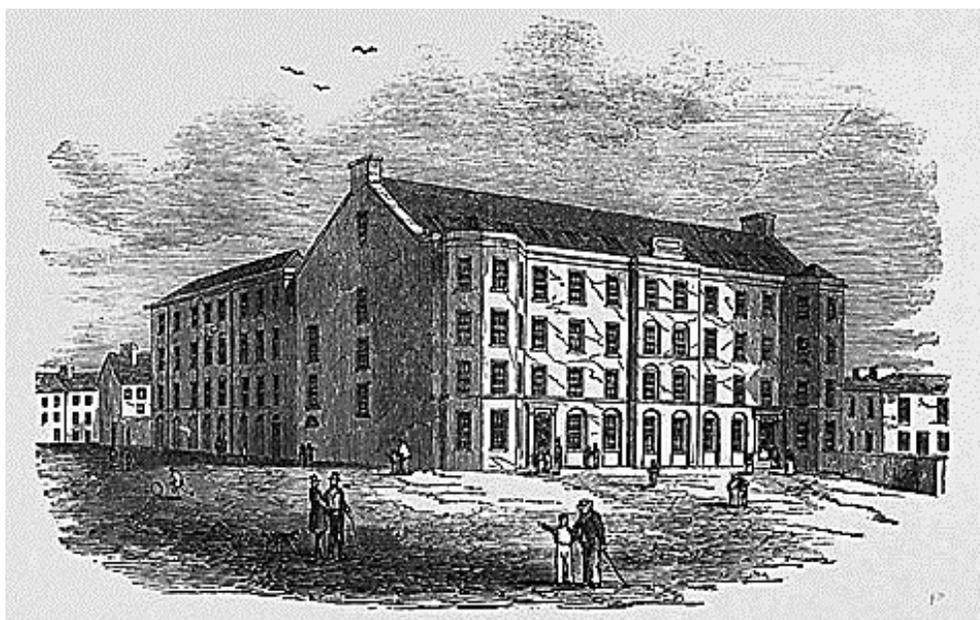
大規模な階級（class）の1つである織工（weavers）は、今般の戦いが開戦して以来、今時の圧迫から賃金がおそらく半分程度にまで大幅に下落し苦難に陥りました。しかし今日では、家族の規模に応じ、週給18シリングかそれより若干多い金額を稼げない家族は、職工の中にはまずいないのです。とはいえ、妻の援助があり、これに加えて妻が家族の世話をするような織工は、まれにしか、その金額よりも少ない金額を稼いでいないかと確信しております。

それゆえ、わが国の製造業〔に従事する〕貧民に関わる事実は、彼らが生涯を通して、愉楽ある扶養手段を用意するに足る十分な金銭を自らの力で有しているのです。彼らは、より多くの金銭を求めているわけではありませんが、自分たちの所持する金銭をより良く用いたいです。年収がわずか70ポンドにすぎない聖職者（clergyman）や教師（schoolmaster）、年金受給者（annuitant）、陸軍の将校（officer in the army）、乗船税関吏（tide-water）、あるいは徴税吏（excise officers）は、救貧法の〔救済〕対象とはみなされないのです。彼らは自らを扶養し、自身の手持ちの金銭で家族を育て上げるのです。それなのに、なにゆえに同等の収入のある機械工（mechanic）はより称賛に値しないのでしょうか？より自立していないのでありましょくか？間違いなく、その原因の1つは無知からなのです。貴君はこの無知を主因とみなしておられ、その救治策として、国家教育（national education）を提案しておられます。善良な人であればどなたでも、この計画を称賛されるに違い

ありません。教育は父がわが子たちに贈ることのできる、あるいは国王が臣下に授けることのできる、この上ない贈り物です。しかし、その恩恵は過大評価されているかもしれません。教育は人格を改善するための一歩ではありますが、その教育を受けるにふさわしい対象者に有益ばかりをもたらしたわけではないのです。その試みはなされました。日曜学校（Sunday schools）は、王国の至るところで見られ、貴君が政府の援助を受けて果たそうと企図されているものは、すでにある方策で、寛大さや個別的な一人ひとりへの配慮により成し遂げられているのです。我々は国家教育により成し遂げられるであろうという見方を、少なくとも日曜学校で十分に実現できているのです。

私なりに考察してみますと、しかとこう申し上げることができます。日曜学校の成果がこの栄えある奉仕に携わった方々の世話や労苦に十二分に報いた、と。けれども、日曜学校は国民の行動（conduct）における全面的な改良（reformation）をもたらしたわけでもなければ、もたらず見込みが満足にあるわけでもないのです。ストックポートは、およそ2万人の住民を擁する町ですが、教育により粉骨砕身の努力が労働階級の人格を向上させてきました。20年間に1万4000人以上の子どもたちが音読を教わり、その多くは音読が上手になりました。数名は秩序だった適切なふるまいをして、後援者の方々（benefactors）の寛大さと心遣いに報いました。

図表10 ストックポートの日曜学校



<https://pixels.com/featured/the-stockport-sunday-school-english-school.html>

しかし大多数が明示しているのは、学校教育以上の何かを必要としています。私は寛大さであると申し上げます。なぜなら、昨年6000ポンドの費用を投じて豪華な建物が建てられ、日曜日に労働階級の子もたちを教育するという唯一無二の目的のために、金銭が充当されたからです。閣下。このように、この地では貴君が期待しうる、あるいはむしろ貴君がお望みになられるだけ、それほど広範囲にわたって民衆教育が施されているのです。しかし、それでも住民（people）の大多数の人格を形づくるには、さらに他の何か（something）が必要なのです。

私は貴君が教育から過度な期待をしすぎないように、またその他の方々が教育による国民の慣習や習慣における突然の変化を恐れないように、そして、その結果として「教育」計画に反対しない、こうした状況を申し上げるのです。

居住法の改正に関する貴君のご提案は、何の論評も不要なほどに間違いなく至当です。しかし気がかりなのは、貧民の貯蓄を預かる国立銀行（national bank）の設立が、恩恵を企図した方々の天賦の才にそぐわないことです。その方々がこの計画を理解せず、結果としてこの計画を承認しないのではないかと懸念します。——とはいえ、この書簡の目的は「貴君の計画が」困難であることをお示しすることではなく、貴君の偉大な計画を具体化することなのです。仮に以下の考察の中で、何か一つでも目に見える形で、わが国に益すと実感できれば、貴君に宛て書簡をしたためた私の目的が完全に達せられるでしょう。

人間の社会の性質として、慈善を必要とする対象者がいないことはありません。往々にして我々の神聖な信仰に基づく神のお告げは、貧民をもたらすと下しています⁽⁸⁾。そこに我々の貧民に対する義務が教示されるのです。それゆえ、我々はわが国の法に見出される方針に抵触するわけにはいかないのです。しかし、貧民に必要なものを与えることが義務であるばかりではなく、貧乏な人（needy person）の人格を調査することもまた我々の義務なのです。なぜなら、怠惰な者は救済を要求する権利（claim to relief）を剥奪されてきたからです。すなわち、働かざる者食うべからず、なのです。——それゆえ、聖書にある信条（principle）や規律（discipline）をはっきりと理解する際、私は人間の格率（maxims）をお伝えしています。

市民社会の強大な結束は相互扶助であり、結果として相互の責務でもあります。奉仕する者と奉仕される者は相互に利益があるのです。ところが、その利益は次のような場合には決して適切に実感されることはありません。すなわち、必要な仕事以上に多くの労働者であふれかえっている場合、あるいは労働者がこなせる以上の多くの仕事で澎湃^{ほうはい}としている場合です。いずれの場合も極度な欠乏（penury）を痛感する羽目になります。まず前者の場合は、雇用主（masters）が使用人（servants）

を酷使するため、必要な食物を手に入れることはまずできません。また、もう一つの場合には、使用人が法外な要求をなしたり、横柄で放蕩な行動をとったりして、雇用主への責務に報いるという感覚を覚えることなく、至って不用意 (improvident) であります。幾つかの事例では、ある年に150ポンドを稼いだ人たちが翌年には短期的な疾病のために教区に救済されたこともありました。

相互の恩恵に関わる適切な感覚を確立することが改善に向かう第一歩なのであり、国家の幸福と繁栄の礎でもあるのです。ここで申し上げたことは、働き手 (workmen) [の数] とその仕事 (work) [の量] がちょうど一致すればある程度、達せられるのです。しかしそれだけでは要件を満たしません。今日に至っては、大抵の製造業の町には必要な労働に見合った多数の担い手 (hands) がいます。しかし、こうした事態でなかったとしたら、酒に溺れた酒飲みや蝟集した徒党が依然として存在しつづけ、雇用主と使用人の間には有害な隔たりが持続されます。それゆえ、結果として救貧税が増大してしまうのです。

ヨーロッパ大陸では雇用主が使用人をこけにして、最悪な結果をもたらしています。すなわち、近ごろの出来事が裏付けているように、ある者が他の者を疎外し、双方がその地域から孤立されています。——トルコの現状について、我々は共同社会 (community) の1つの階級に十分作用している影響から、あたかもその他の階級もすべて自立してふるまっているかのように思ってしまうのです。全般的には貧窮した (wretched) 有様なのであり、オスマン帝国 (the empire) は脆弱なのです。もしもわが国の救貧法をオスマン帝国に導入した場合、人口の三分の二が救済対象に適用されるでしょう。なぜなら、ある階級が別の階級に依存するとは思われず、——彼らはそれぞれ、他者から略奪するからです。

イングランドにおける社会の状態は、トルコにおけるそれとは正反対ですが、類似する点もあります。この地では、使用人が雇用主に対する権限を力で奪い取ります。この使用人は自らの賃金価格を定め、まるで自分の雇用主がどこからみても警戒すべき敵対者であったのように万事ふるまうのです。害悪は、その原因に目を向けることにより、最善の形で矯正されます。トルコでは、富者の権限を小さくし、農民 (peasantry) のそれを大きくすべきです。イングランドでは、雇用主の使用人に対する権限がより十分に理解されることが求められます。

閣下。気がかりなのは、貴君のご注意が単に貧民にふり向いているにとどまらず、その数を減らそうと期待されていて、それは無謀だという点です。貧民自らが改悛 (reform) することはないでしょう。貧民の状態の改善は、彼らが仕え、敬意をささげるに違いない人物を仲介役としてなされなければなりません。もしも我々が

キリスト教徒としての務めや市民社会の一員としての相互の責務を心に留めておけば、この任務は容易いものです。

私が思い浮かべる最初の一步は、貧民に一層の用心深さ（provident）を身につけさせることです。ある事務員（clerk）が年間100ポンドの給与で雇われている場合、その人に妻や家族がいるとしても、週給の支払いを求めません。たとえば徴税吏のように、わずかな俸給しか受け取っていない役人たち（servants）でさえ、政府は6週間に1度よりも多い頻度で給与を支払おうとはしないのです。兵士に俸給を支払う際には、その一部〔の支払い〕を留保します。〔そうすることで〕この兵士は用心深さを身につけるのです。——わが王国の機械工と熟練工の現在の習慣や心境からみれば、週給以外の方法で彼らに給与を支払うことが通例できないことは全くもって合点がいきます。しかし、彼らが極めて頻繁に賃金を受け取る被救恤民になりかねないことを念頭に置かねばならないことにも得心がいくのです。庭師（gardener）は冬場の費用を埋め合わせるために、夏のうちに少しずつ金銭を貯えます。織布工も1年のうちの1か月は仕事を得られないことを自覚すれば、少しずつ貯えることでありましょう。

マルサス氏の理論が公衆の前に提出されたとき、私は貧民の現状についてこれまで自分が行ってきた以上に一層綿密なる調査を行えば、その真偽のほどを判断する助けになろうかという思いに至りました。こうした調査を進める中で、ある印象深い成果といえば、数家族に関わるものでした。その家族の労働の成果は均一であり、彼らは自分の労働に見合った週給を受け取っていても、最良の衣食を入手し、どうみても社会の最高に価値ある構成員でありました。

妻と三人の幼い子どもを抱える理髪師（hair-dresser）は、私が調査する以前の3年間の平均給与として55ポンドを稼いでいました。彼は賃貸料（rent）として12ギニーを支払い、時折、近くのパブでエール〔麦芽醸造酒〕1パイント〔0.57リットル〕と、ワイン大樽1杯をあおります。とはいえ、決して節制（moderation）の範囲を超えることはありません。この理髪師はクリスマスに豚を屠殺し、1年を通して家族に健全な食物をたっぷりと与えて扶養します。また愉楽である申し分のない衣類を身につけさせ、わずかな金銭を蓄えもしました。収入の一部は店内で受け取りましたが、少なくとも収入の半分はヨハネ祭（Midsummer）〔6月24日〕やクリスマスの折に支出しました。この理髪師の〔店の〕裏口には、理髪師が1週間に稼いだ金額の三倍を稼ぎ、週給で給与を受け取った家族が住んでいました。ところが、この家族は弊衣をまとい、週末にかけて、この理髪師が口に頬張るパンを与えてくれるよう請い求めたのです。

類似した数多くの事例には事欠きませんが、その必要はありません。私は上記の事例をごくありふれた事実として、こう訴えます。すなわち、どのような職業であれ、自分の労働に見合った週間の報酬を手にする事のない職人 (artisan) は、本人の思っている以上に社会においてより良い構成員なのであり、どの町でもそうみなされる、と。こうした人々は、貧民には不釣り合いな人物なのです。

この課題をあれこれと思案するまでもありません。なぜなら、閣下。貴君は、私の申し上げた人々の類が、最善に身边を管理する人々であり、最良の使用人、最良の臣下、そして最良の両親であると想定されるに違いないからです。気がかりなのは、日雇い労働において同様の称賛に足る精神を促進させることが意図した目標であることであり、とりもなおさず、彼らとその精神を身につければ、よりよい使用人になるであろうということです。小農民のすぐ上の階級よりも一層忠実な公衆に誰が仕えるでしょうか？あるいは、仮にその事例として完全に的を射てはいないとしても、私は日雇い労働者や庭師の階級に目を向けます。そして、彼らを1集団として考察してみると、彼らはこの上なく善良な人々であり、かつ最良の使用人たちでもあると申し上げます。しかし、閣下。もしも貴君がこの計画をお認めになるとしても、貴君がかねてより生活の中に根付いた多くのものに関する習慣に変化をもたらすことができるであろうと期待されているほど、私は楽天的にはなれません。しかし、私は確信しています。わが国の労働に従事する若者の大半は、4半期〔3か月〕に1度だけ賃金を受け取るよう勧めることができるかもしれない、と。そうすることで、若者は酩酊ではなく節儉の習慣を、また浪費や濫費ではなく用心深さや先見 (foresight) の習慣を身につけることになりましょう。若者にこの習慣を身につけさせるには、生涯を通じてその人格に目を向けることです。そうすれば、はるか彼方にある目的を視野に収めることになりましょう。

もしも婚期を迎えた若者が、4半期の稼ぎの全額を自分の雇用主の手中で保管されたなら、この若者はその稼ぎをいそいそと引き出すでしょうか？そうはしません。むしろ、その若者は生涯にわたり一層深刻な貧しい者にならないよう精進することでしょう。それにもまして、私は大抵の場合、その若者の努力は実を結ぶであろうとまで申し上げたいのです。こうして教区は負担の懸念から解放されるでしょうし、個人は生涯を通して尊敬されるようになるでしょう。

雇用主が既婚の使用人に対し、月極めで賃金を受け取るよう説き伏せることができれば、同じ町の住民たちから感謝されるに値しましょう。私が申し上げるのは、貧民が借金を抱え込む誘惑に駆られてしまっているということではなく、毎月の貯金をなし、その結果、現在の悪習を断つことはないとしても、〔その悪習を〕中斷

させるということです。

時折、私は考えをめぐらしました。もしも賃金が10日に1度支払われたなら、最善の効果をもたらすかもしれない、と。多くの労働者たちは、もしも土曜日の夜と月曜日の朝に酒に泥酔せずにいられるのなら、1週間をととても良好に過ごせるのにと口にすることでしょう⁽⁹⁾。この方法なら週単位で賃金を支払わなくても、こうした人格〔の改善〕に大いに助けとなるでしょう。

雇用主の注意を喚起するもう一つの事情は、雇用主〔が雇う〕使用人たちの人格のことであります。往々にして、働き手への需要はあまりに切迫しているのです、このようなことに気を配ることなどできないと言われるかもしれません。このような弁明は単なる言い訳であり、つまり職務怠慢の口実になっています。——人格に対する無関心は、専ら生業（trade）に伴う頭痛の種です。雇用主が自分の雇う使用人たちに一層堅固な勤勉さを迫るのであれば、使用人たちはもっと多額の賃金をせがみます。これは拒めません。そして、週に1度パブで散財した使用人は、今では〔週に〕二度〔パブで〕金銭を費やしてしまうのです。

閣下。もしも上記がもっともな根拠であったとすれば、現在わが国に蔓延している使用人の人格に対する無関心は、雇用主に有害であるばかりか、国家の安全を危険にさらすことにもなりかねないと考えます。誠実でかつ着実な使用人を雇うことが望ましいのは、誰もが認めるところであり、こうしたことが実現されましょう。第一級の優良な工場が幾つもありますが、そうした工場では不品行な使用人を雇いません。その結果、この工場に長く留まる使用人たちは、自分の雇用主に付き従い、両者の関係には調和がとれているのです。そして、最良の働き手たちが、それらに見出されることを私はお知らせいたします。最も熟練した機械工が最たる社会の見捨てられた構成員といわれてきましたが、これが事実ではないことは明らかです。——日曜学校で伝授された道德教育が、民衆を一顧だにしなくなっても実施されるであろうと期待することなどできません。徳目（virtue）はそれ自体、敬愛すべきものですが、身をもって実現することに榮譽を与えねばなりません。すなわち、徳目は自然に芽生えるものではないのです。榮譽と選好はその〔徳目の〕適切な報いなのであり、同じく不名誉と恥辱は罪惡の報いなのです。この事実が失われるにつれ、雇用主の影響力は弱まり、その使用人は若ければ放蕩になり、年齢を重ねていけば被救恤民となるのです。

数年ぶりに共同社会のどの階級もそれほど不道德ではなく、あるいは例えば駅馬車の御者（stage coachmen）や兵士のような、通例好ましくない人格も見当たりませんでした。しかし、別の駅馬車の持ち主からすれば、こうした郵便馬車（mail

coaches) を運営する制度の変更が望ましかったのです。つまり、その使用人が不規則であったなら、解雇が必要でした。かくして、こうした使用人たちは解雇されました。また、かなりな改革が使用人の人格全般になされたこともお知らせいたします。軍人 (soldiery) の人格も大幅に改善されています。陸軍関係者 (military man) はいまや憂慮されることはなく、彼は礼儀正しく、人のためによく尽くし、わが国の守護者であるとともに個々人の擁護者でもあるのです。とはいえ、道徳という観点からすれば、陸軍 (army) の方が小農民よりもはるかに礼儀正しいというのは懸念されます。もしもそれが事実であるなら、当代の好ましい特色ではありません。しかし、もしも馱馬車の御者や兵士が自分たちの上役たちのもっている権限を正当に行使されることで改善されるなら、小農民も改善されるかもしれません。

労働者が自分の仕事に満足のいくほどに支給される地域では、週毎の出資によって金銭の貯えを喚起するさまざまな計画が発案されたかもしれません。実際、現在では多種多様な計画が実施されます⁽¹⁰⁾。家財、さらには家屋でさえも、この方法で手にしているのです。ただし、こうした計画の数が多くなればなるほど、出資者の総数もおびただしい数になるであろうということが危惧されます。というのも、その観点と労働階級の意向とが合致し、満足されなければならないからです。結果として、国立銀行の設立がその目的を果たせないのではないかと憂慮しています。仮に国立銀行が設立されたとしても、また [その試みが] 上手くいったとしても、友愛組合 (friendly societies)⁽¹¹⁾ に及ぼす影響が何なのかを思案しなければなりません。

閣下。ここで貴君のお考えに対し、別な発案をさせていただくことをお許しく下さい。これらの [友愛] 組合に適切な注意を払うことで、救貧税を一層少額にできはしないでしょうか？私は出資金を通常どおり支払うとともに、友愛組合の業務は現行と同様の運営のもとで遂行されることをご提案いたします。加えて、収支報告書 (accounts) などを管理する委員会を手助けする町区 (township) の事務官に足る人を1人、もしくはそれ以上の人から構成される委員会 [の設置] を提案いたします。また、各共済会 (club) は会員の数に応じて、毎年一定額 [の出費] を町区に要求する権限を与えられること、ただし各会員は所定の金額を支払えば、ないしは一定の年数にわたり出資すれば、当該会員にそれ以上の要求は一切しないということをご提案いたします。さらに、60歳を迎えた人には毎月支給される少額 [の金銭] を受け取る資格を与え、たとえその会員が病弱 (infirm) ではないとしても、5年毎に [受け取る] 額を増額することをご提案いたします。寡婦は亡夫の [受け取る] 額の半額を要求する権利を与えるものとします。もしも組合の基金が適切で、かつ正当な支出をするのに不十分であれば、組合は、その定めに則り、不足分と同

等の金額を集める目的で、5年にわたりその教区からより多額〔の出資〕を求めるとともに、会員にも出資額を増やすよう求める権利を与えることにするのです。この類の計画は、労働階級にこの上ない満足感を与えるであろうと確信しております。なぜなら、労働階級は身辺を管理することを好むからです。しかも、小農民の大半に入会を促すことができるものなのです。

ご提示する次なる発案は、雇用主全員に使用人の貧民監督官 (overseer of the poor) 役を担わせるというものです。雇用主は、使用人の保護委員 (guardian) や擁護者としてふさわしいのです。——雇用主からすれば、使用人の身を苦境 (distress) と困難 (difficulty) に置く必要があります。この腹案では、雇用主の権威とともに、使用人たちの愛着を高めます。それに、雇用主ほど使用人の実情を通じていそうな人は誰でしょうか？それゆえ、ご提案申し上げます。雇用主全員は、困窮した (indigent) 使用人に証明書を付与する権限をもつものとしましょう。この証明書は、一定額の地方税納税者である2人の署名を付したものであり、雇用主は該当人に一定の金額を、議会法で明示された最高額を受け取る資格を与えるものとします。ただし、この教区に関わる権利を得るために、雇用主は苦境の原因を陳述するとともに、該当人が誠実、勤勉、および実直である旨を申し述べるものとします。この証明書〔を得ることが〕できず、ただ欠乏状態 (want) にある人は誰であれ、その他の人よりも少ない金額を受け取ることとし、現行と同様に、貧民監督官の統制下に置かれるものとします。しかし、証明書を得ることができた人は〔貧民監督官の〕統制下には置かず、〔救済を〕一権利として主張するものとします。

困窮や欠乏といった事情は、たとえ勤勉な者であっても、疾病やその他さまざまな要因から欠乏に陥ってしまいますので、見知らぬ者によりこうした審査を受けることとなれば、悲惨なものとなりましょう。もしも貴君が施しをされるなら、恥辱ではなく感謝されるようになさって下さい。

証明書が不正に付与されたり、必要以上に長きにわたり〔証明書を〕付与し続けたりした場合には、その証明書に署名した者たちに重い罰金を科すものとします。

あまり重要でもない所見をあれこれ申し上げたかもしれません。しかし、計画の性質を明らかにしようと、余すことなく申し上げたと考えております。そして閣下。事前に熟慮をなさず、また貧民の事情に注意深い調査をなすこともなく、貴君の高見を俎上に上らせたわけではないことをお約束いたします。立法の権威にこのような計画を強要することなど露ほども求めておらず、雇用主が使用人や公衆に対する責務を疎かにしてきたという見立てに基づいたものであり、それゆえに十分に衣食に足るはずの者たちが、弊衣をまとい、不潔極まりなく、欠乏状態に身を置いてい

るといふ所見を申し上げたいのです。

この課題に関して、私が自信をもって検討した見解は上記のとおりです。この見解が、多くの地区において救貧法が決して無用なもの (obsolete) ではないとの非難を浴びるとさえ考えております。週に2ギニーから4ギニーを受け取りながら、いまなお、弊衣をまとっている者とその家族には政府からの注意や非難を求めます。時として、私は貧民家族の節約を見つけ出そうと心血を注ぎました。そして、その貧民家族は使用人を置くことができるほど十分なまでに余裕を持ちうると確信しました。ところが彼らはまさに貧民に他ならなかったのです！土曜日に賃金を受け取るや、店主が〔その賃金から〕先週の勘定を清算し、それが終わると、おそらく夫婦とその息子や娘はパブへと出かけ、有り金すべてを叩くまで入り浸るのです。その後、妻は1週間分の必要な小麦粉やベーコンなどを求めて店主のところに向かい、夫と子どもたちは仕事に出かけるのです。彼らはもう使えるお金がないと不満を洩らし、賃金を上げろと脅すのです。このような慣行を野放しにしているうちは、貴君の慈悲深い目論見が実を結ばないことは明らかであります。閣下。貴君が貧民のことで心を砕き、彼らの状態の改善に努めておられることは敬意を表すべきことです。だからこそ、貴君は貧民の現状に余すことなく精通されなければなりません。また、貴君は心底から貧民の苦境の原因について完全に確信しておかねばなりません。貴君は貧民の賃金とその扶養にとって少額すぎるなら、こうお考えになるかもしれません。すなわち、労働階級が多すぎるので、結婚を抑制することでその数を減らして、その共同社会に1つ奉仕させよう、と。閣下。自身の不動で、揺るぎない信念を述懐いたします。つまり、たとえ貴君や貴君の同志の方々が自らの職務を全うされ、政府が国民に対する責務を果たす場合であっても、労働階級はどの国であれ、決して多すぎることはないということなのです。ともかく、貴君の胸中が慈悲深い目論見で澎湃としているうちは、貴君の良識が実証に裏打ちされない未確立の理論に左右されてはなりません。貴君の慈悲深い願いが届いた多くの家族は、満足に足る扶養力を有しているのです。それほど裕福ではなくても、一層用心深い人々に扶助される者たちのために道を開拓し、不名誉にさせないことが、貴君のご意志ではないと信じてやみません。閣下。扶助される者たちの墮落の真因を調査し、その救済策を適用いたしましょう。

上述の所見は、主として過去10年間、製造業の町に暮らしている貧民に当てはめることができますが、農耕 (farming) 地区に暮らす貧民にそれほど十分に精通していません。

農夫の賃金の引上げには、幾度となく異議が唱えられてきました。それは、〔農

夫の賃金を引き上げた] 結果として穀価が上昇するに違いなく、それゆえに製造業者は自分の仕事に一層多くの金銭を与えねばならず、自ずと製造業品の価格も必然的に上がり、わが国を外国市場から締め出してしまうというものです。もしも製造業の労働価格が穀価に規制されているのなら、すなわち、製造業品に対する需要や使用人の意志により規制されているのなら、この主張は事実かもしれません。

しかし、こうした課題を調査しない限り、次のことを一般的格率(*general axiom*)とみなし、断言するわけにはいきません。それは、誠実な者であれば誰であれ、生涯にわたって自分の労働で愉快ある生存物 (*subsistence*) を得る資格があること、不運に見舞われれば扶養される資格があること、そして、もしも人生に偶発的な出来事が起こりそうであれば、事業を起こせるほどの潤沢な金銭を蓄えることができ、その結果、家族を育てることができるはずであるということです。私見では、賃金が十二分に支払われたり、労働者が今もなお欠乏の状態にあったりするときにはいつであれ害悪の大本があり、個人の人格への適切な配慮が求められるのです。というのも、その配慮を実感すれば、当該教区はまず救済を思い立たないからです。

閣下。いま貴君はその眼前に、2つの全く相容れない理論から生じている見解をお持ちになっています。たとえ、この書簡で進めてきた考察によって裨益^{ひえき}する点が何らなかったとしても、貴君の独創的な計画を確かなものにするためにお役に立つかもしれません。

閣下。最上の敬意を表します。

謹言

トマス・ジャロルド

1807年 3月16日 マンチェスター

訳注

[1] ピット (Pitt, William, the Younger, 1783-1806) は、下院議員に当選して2年後の1783年、24歳の若さで首相に就任した。その後、アダム・スミスの自由主義思想を指針としながら、国政を主導した。やがてフランス革命の激化にともない、対仏大同盟を組織して対抗したが、革命後に台頭したナポレオンの軍事行動には有効な手段を打ち出せずにいた。そうした混乱の最中、早期の貧困対策の必要を感じたピットは1796年に救貧法改正法案を提出したけれども、多子家族への賃金補助を容認する条項が盛り込まれていたことなどから反発を招き、廃案に追い込まれた。

他方、ピットの政敵であるフォックス (Fox, Charles James, 1749-1806) は1768年に政界

入りし、1774年にウィッグ党のロックンガム侯爵チャールズ・ワトソン＝ウェントワース (Charles Watson-Wentworth, 2nd Marquess of Rockingham, 1730-1782) の陣営に加わった。以後、短期間の外相時代をのぞき、野党議員として過ごしたけれども、優れた雄弁家として注目を浴び、ピットが首相の座に就くと反対勢力の中心的存在となった。また、フランス革命を支持したことが契機となり、それに反対する盟友のバーク (Burke, Edmund, 1729-97) やポートランド派ウィッグの議員たちと決別した後は、フォックス派ウィッグの指導者として議会改革や選挙制度改革、非国教徒への寛容な政策などの自由主義的な改革に力点を置くようになっていった。1806年1月にピットが病死すると、グレンヴィル (Grenville, William Wyndham, 1st Baron Grenville, 1759-1834) が組織する人材内閣で外相に就任した。その後、奴隷貿易廃止法案の通過に尽力したが、フォックスもまた同年7月にこの世を後にしている。

フォックス派ウィッグの指導的な議員の1人であったのが、ウィットブレッドであった。彼は1792年に学生時代からの親友で、後に首相となるグレイ (Grey, Charles, 2nd Earl Grey, 1764-1845) らとともに「人民の友」の結成にも加わり、議会の改革に率先して加わっていった。1796年には貧民の救済をめぐる小ピットとの間で論争も繰り広げた〔松村赴・富田虎男編『英米史辞典』研究社、2000年、264～265、581～582頁、マルサス学会編『マルサス人口論事典』昭和堂、2016年、18頁、小山路男『イギリス救貧法史論』日本評論社、1962年、175～178頁、Rapp, Dean, *Samuel Whitbread (1764-1815): A Social and Political Study*, Garland Publishing, 1987.を参照〕。

〔2〕1807年3月10日に下院で可決された奴隷貿易廃止法案を指す。1780年代以降、福音主義者の下院議員ウィルバーフォース (Wilberforce, William, 1759-1833) の主導する奴隷貿易廃止運動を背景に、奴隷制廃止の機運を高めていった。1791年に否決された後も、ウィルバーフォースらの根気強い運動に加え、奴隷貿易の廃止をめぐるピットやフォックスも賛同していたこともあり、法案の成立に向けた取り組みが続けられた。そして、1806年2月、フォックスと連携したグレンヴィル内閣が成立したことで前進し始め、1807年3月10日、奴隷貿易廃止法案が下院で成立した。その後、上院では3月24日に可決され、翌日に国王裁可、5月1日に発効した。しかし、同法案は奴隷制の部分的な廃止にとどまっていたため、ウィルバーフォースは大英帝国国土における奴隷制の廃止を掲げてさらに活動を続け、1833年に奴隷貿易廃止法の成立を実現させたのであった〔『英米史辞典』816～817頁、川分圭子「奴隷貿易廃止期のイギリス議会と西インド利害関係者」『京都府立大学学術報告 人文』63巻、57～110頁、2011年、伊藤栄晃「奴隷貿易・奴隷制廃止の政治経済学——マルサスと西インド奴隷人口問題」柳田芳伸・姫野順一編著『知的源泉としてのマルサス人口論——ヴィクトリア朝社会思想史の一断面』昭和堂、2019年、118～143頁を参照〕。

〔3〕ジャロルドはこの主張が、『人口論』のどの箇所該当するのかを明らかにしていない。しかし、ウィットブレッドが救貧法案で明示した引用箇所を確認する限り、『人口論』第3版 (1806年) で追加された「附録」の可能性がある。この附録においてマルサスは、人々の結婚率が健康の増進とともに低下傾向にあり、「平均結婚年齢が2、3年延びれば、各世代は長くなり、そしてわずかながら結婚の出産力と結婚までの生存する子どもの数もともに減ずるので、増加率はかなり違ったものになり、死亡率も相当に低下するだろう」〔Malthus, Thomas Robert, *An Essay on the Principle of Population; or, A View of its Past and Present Effects on Human Happiness; with an Inquiry into Our Prospects Respecting the Future Removal or Mitigation of the Evils which it Occasions, The Version Published in 1803, with the variora of 1806, 1807, 1817, 1826*, ed., by Patricia James, 2 vols, Cambridge University

Press, 1989, II, p.221, 228-229. [吉田秀夫『各版対照人口論』IV、1948～49年、237頁。]との記述が見出される。

他方、ウィットブレッドは「仮に救貧法の廃止が好ましくないと考えられても、それが持つ慈悲深い意図を無効にさせる一般の原理の知識は、これを適用して救貧法を大幅に修正し、その実施を規制して、これによって、救貧法に伴う多くの害悪を除去し、これを非難の余地の少ないものにさせられることは疑いえないところである。」[Malthus (1989), *op.cit.*, II, pp.228-229. [吉田 (1948～49年) 前掲書、IV、250～251頁]] とするマルサスの附録での主張を容認していた [Substance of a speech on the poor laws: delivered in the House of Commons, on Thursday, February 19, 1807. With an appendix, 1807, p.23. [柳田芳伸・田中育久男訳「ウィットブレッドの救貧法に関する演説」『長崎県立大学経済学部論集』第49巻第3号、2015年、72頁]]。

[4] Malthus (1989), *op.cit.*, II, pp.23-24. [吉田 (1948～49年) 前掲訳、I、34～35頁]

[5] ウィットブレッドは救貧法案の中で「我々の現状の諸原因を徹底的に論じたある1人の思想家が、我々の中から現れました。私はマルサス氏のことを申し上げているのです。私の確信するところですが、彼の『人口』に関する著作は広く読まれており、この作品が以前からある程度始まっている救貧法に関する見解の変更を完全に成し遂げたのです。」と述べ、社会におけるマルサスの思想的な影響を明確に認めている。さらに、「私はこの著者の作品のどの論題にも向けられるだけの注意を払って検討してきました。……彼の進める原理の正しさに、最大限に十分かつ正当に取り扱うことを望んでおり……マルサス氏の著作に論争の余地のないものと確信しております。」と評価していた [Whitbread (1807) *op.cit.*, p.10 [柳田・田中 (2015年) 前掲訳、66頁。]]。ジャロルドは、こうしたウィットブレッドの主張に反論していたと目される。

しかし、ウィットブレッドは無条件にマルサスの思想を容認していたわけではなかった。彼はマルサスの導き出した「多くの結論に関しては、私と彼とでは著しく異なって」いることを表白しており、「マルサス氏の著作を読む誰もが自身の心に入念な気配りをされるべき」と注意を促してもいた [Whitbread (1807) *op.cit.*, p.10 [柳田・田中 (2015年) 前掲訳、66頁]]。それどころか、ウィットブレッドはマルサスの『人口論』に反感や恐怖心すら抱いていた。彼は救貧法案を提出する2日前、盟友のグレイに「貧民救済に関わるマルサス氏の計画は実行できるものではない」と吐露するほどであった [Rapp (1987) *op.cit.*, pp.212-213.]。

[6] カレー (Calais) は、フランス北部の港市である。百年戦争 (1337～1453年) の開戦中、クレシーの戦い (1346年8月) でイングランド国王エドワード三世 (在位1327～77年) 率いる軍隊に包囲され、翌年 (1347年8月)、イングランドの支配下となった。その後、イングランド人の移住により、完全にイングランドの都市となった同地は、1348年から錫や鉛、毛織物取引の中心地となり、さらに1363年からは羊毛の指定取引所が設置され、イングランドの商業に役割を果たした。また、軍事拠点としての役割も担った。しかし、1558年、メアリ I 世 (在位1553～58年) の時代にフランスとの戦いで包囲される。翌年にはイングランドに返還されるけれども、1564年、エリザベス I 世 (在位1558～1603年) の時代に代償金と引き換えに手放すことになった [『英米史辞典』114～15頁]。

[7] ランカ州は、18世紀後半に工業化を開始して以降、急速に賃金は上昇していった。工業化し始めた頃 (1767～70年頃) のランカ州の農業労働者の賃金は、同じ農業州であったバッキンガム州の金額 (8 シリング) よりも2割ほど低い金額 (6 シリング6 ペンス) であったものの、1794～95年頃には同州の水準 (7 シリング4 ペンス) を3分の1以上、上回る金額

(10シリング1ペンス)となっていた。

19世紀におけるランカ州の週賃金の変遷は、1833～45年に12シリング5ペンス、1867～70年に17シリング9ペンス、1898年に19シリング4ペンスであった。これに対し、工業化を伴わなかったバッキンガム州での賃金の変遷は1833～45年に9シリング10ペンス、1867～70年に14シリング3ペンス、1898年に15シリング2ペンスであり、ランカ州には及ばなかった。こうして工業化による賃金の上昇は、より良い衣服を着用したり、食事をとることを可能にしたりしたし、被救済者の数の減少にも影響した。実際、ランカ州の被救済費が、1802年に4シリング5ペンス、1812年に7シリング5ペンス、1821年に6シリング8ペンス、1831年に4シリング2ペンスであったのに対し、バッキンガム州の被救済費は、1802年に16シリング1ペンス、1812年に22シリング9ペンス、1821年に16シリング7ペンス、1831年に14シリングであり、大きな格差があった [J・ラングトン、R・J・モリス編(米川伸一・原剛訳)『イギリス産業革命地図——近代化と工業化の変遷 1780-1914』原書房、1989年、66～68頁、吉尾清『社会保障の原点を求めて——イギリス救貧法・貧民問題(18世紀末～19世紀半頃)の研究』関西学院大学出版会、2008年、42頁]。

他方、マルサスは、農業労働者の賃金について、アーサー・ヤング (Young, Arthur, 1741-1820) の農業旅行記などに依拠しながら、1790年から1810年までの間に農業労働の価格が上昇したとの認識を表明していた。彼は『経済学原理』(1820年)において、1766～70年に7シリング4ペンス強、1810～11年に14シリング6ペンスと推算していた。次いで『価値尺度論』(1823年)では、「1812年には家つきの農場使用人は年に14ポンドないし22ポンド、婦人使用人は5ポンドないしは8ポンドの報酬をうけ」ており、さらに1823年には「男は10ポンドないしは14ポンド、女は3ポンド10シリングないしは6ポンドの報酬」を得ていたことを明らかにしていた。加えて、農業労働特有の季節性の問題から、夏季賃金に比べて冬季賃金の下落が深刻であることにも憂慮していた [柳田芳伸『マルサス勤労階級論の展開——近代イングランドの社会・経済の分析を通して』昭和堂、増補版、2005年、29、56～57頁、柳田芳伸「マルサスのスコットランド旅行記等」『長崎県立大学論集(経営学部・地域創造学部)』第53巻第2・3号、2019年、79頁]。

[8] マルサスも『書簡』において『申命記』の一節を引用しながら、この事実を目を向けていた [Malthus, Thomas Robert, *A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M.P. on his proposed bill for the amendment of the poor laws*, Introduction to Malthus, 1807, ed., by D. V. Glass, Watts, 1953, p.186. [田中育久男訳「1807年3月27日付のマルサスからウィットブレッド宛ての書簡」柳田芳伸・山崎好裕編著『マルサス書簡のなかの知的交流——未邦訳史料と思索の軌跡』昭和堂、2016年、209頁。]]。その全文は以下のとおりである。「貧しい者が国のうちから絶えることはないであろうから、私はあなたに命じて言う。国のうちにいるあなたの兄弟の悩んでいる者と貧しい者に必ずあなたの手を開かなければならない。」(『申命記』11-15) [『バイリンガル聖書』第二版、いのちのことば社、2015年、旧、362頁。]

[9] 当時の労働者は、土曜日の夕方に賃金を受け取ると、日曜日だけでなく、月曜日も「聖月曜日(セント・マンデー)」として、独断で休日と決め込み、パブで飲み騒いだり、仲間同士でさまざまなゲームに興じたりしていた [見市雅俊「パブと飲酒」角山榮・川北稔編著『路地裏の大英帝国——イギリス都市生活史』平凡社、1982年、223頁]。ここでジャロルドが「土曜日の夜」のみならず、あえて「月曜日の朝」を書き添えていたのは、こうした事情からであったと推察できる。

無論、マルサスも労働者の酒に溺れる生活を見過ごしてはいなかった。彼は、下層階級が

「自分たちのわずかなひまの時間を居酒屋（alehouse）で過ごし」していたことや、労働者が「その高い賃金の一部を深酒や浪費に費やす」こと、さらには労働者が「酒に酔って仕事を台無しにする」ことを憂っていた〔柳田（2005年）前掲書、30頁〕。

しかし、19世紀に入り、蒸気機関の導入や生産過程の合理化が進む中で、1840年代以降、画一的な土曜日の半ドン制が定着するようになると、次第にこうした習慣は消えていった。そこで、労働者に新たに求められたものは、1日の厳しい労働に耐えうるためのカフェインと即効性のある高カロリーの食物であった。これがまさしく、紅茶と砂糖、そしてパンからなるイギリス風朝食である。とりわけ紅茶や砂糖、砂糖でつくられたジャム、糖蜜などは、労働者の体力と継続的な労働に不可欠となり、産業革命の進行において重要な基礎食品となっていくた〔川北稔『知の教科書 ウォーラーズテイン』講談社、2001年、90～91頁〕。

〔10〕貯蓄銀行の構想は、19世紀に入り本格的に打ち出されるようになった。その目的は、貧民に全般的な節約を刺激するためだけでなく、貧民が富者と同様に預金があることを誇りと捉えるようにするためであった。すなわち、貧民が勤勉を偉大な習慣として捉えさせることで、彼らの境遇改善を実現させようとする意図があった。

貯蓄銀行の構想を最初に明らかにしたのは、ベンサムであったといわれる。彼が1798年に発案した儉約銀行（frugality bank）は、預金の安全性を保証することを前提に、取引条件や店舗の立地、営業時間などすべて顧客本位に実施し、可能な限り多くの預金を集めるように運営することを企図していた。この計画は実現に至らなかったけれども、その後、1804年にプリシア・ウェイクフィールド夫人（Wakefield, Priscilla, 1751-1832）がトテナム（Tottenham）に銀行の設立を試み、その後、イングランド各地に広がっていった。しかし、いずれの銀行も富者による慈善機関としての性格を帯びたものばかりであり、会員制や預金額の制限など運営面での課題が残されていた。

一層本格的な貯蓄銀行は1810年以降、スコットランドで設立された。当初は、労働者の貯蓄心を向上させるために、定期的に預金する労働者に報償を与え、そうでない怠惰な労働者に罰金を科す方法を採用していた。その後、1814年に、そうした賞罰制度を設けず、通常の銀行業務に徹する銀行がエディンバラに開業すると、スコットランド全域に広がるようになった。さらにイングランドでも1816年にジョージ・ローズ（Rose, George, 1744-1818）により同様の銀行が設立された。

ウィットブレッドの救貧法案にみられる貯蓄銀行に関する提案は、政府自らが銀行の運営に関わろうとする初期の試みであった。結果として救貧法案は廃案に追い込まれたけれども、後に実現することになる郵政貯蓄銀行（Post-Office Savings Bank）（1861年）の原案となった〔武居良明「産業革命と小経営の終焉」未來社、1971年、197～212頁、渡会勝義「デイヴィド・リカードウの救貧論と貯蓄銀行」『Study Series』45、一橋大学古典史料センター、2000年、5、25～33頁〕。

他方、マルサスは『人口論』初版（1798年）より労働者の貯蓄習慣の形成を望んでいた。彼は、貧しい労働者がその日暮らして、貯蓄する機会があっても、救貧法がその習慣を阻害する傾向があるとして強く非難した。マルサスが貯蓄銀行に着目したのは『人口論』第5版（1817年）であり、労働者の境遇改善に最善であり、救貧法の漸次的な廃止にもつなげられると考えた。それゆえ、マルサスはウィットブレッドの救貧法案に応答した『書簡』（1807年）においても、貯蓄銀行（貧民基金）の提案に対し「勤労の蓄積が有利になされる安全な場所は、貧民……に実に広く認められた欲求である……最初は魅力的なものではなくても、しばらくすれば全面的な信頼を得るだろう」として、好意的に捉えていたと目される〔『マ

ルサス人口論事典』120～121頁、柳田・山崎（2016年）前掲書、219～220頁を参照]。

[11] 友愛組合 (friendly society) は相互扶助を目的に、組合員が定期的に支払金を拠出し、疾病、貧困、失業、老齢などの困窮時に給付する互助組織である。17世紀に熟練労働者の中で広がりはじめたけれども、18世紀には貧民対策の一環としても重要視されるようになった。1722年に議会に提出されたマーサーズ・プライス年金法案はその最初の試みであり、各教区で納税する住民に拠出させ、男性は50歳以上、女性は35歳以上を対象に終身年金を付与するという計画であった。同法案は否決されたけれども、その後、アクランド (Acland, John, c.1729-1795) やタウンゼンド (Townsend, Joseph, 1739-1816)、ホーズ (Hawes) らにより、救貧税の軽減や、貧民を勤勉な労働者にすることを目的に、友愛組合への強制的な加入が提唱された。また、ギルバート (Gilbert, Thomas, 1720-98) が財政的な援助を提案したことも追い風となり、友愛組合の数は増大していった。しかし、友愛組合には法的な資格がない上に、資金の問題も払しょくされることはなかったため、多くの組合が短命に終わっていた。

こうした渦中の1793年、ジョージ・ローズが主導した友愛組合法 (ローズ法) の成立により、友愛組合に法的な資格が容認され、さらに1829年の法律により財政の健全化が図られると、組合の数は急増していった。19世紀の末には、3万近い団体と400万以上の組合員を擁し、全国的な組織に発展した。そして20世紀初頭、友愛組合は国民保健制度 (1911年) の一部に組み込まれた [『英米史辞典』271頁、小山 (1962年) 前掲書、178～181頁]。

マルサスは『人口論』において、貧民を管理する方法には「貧民自身による拠出金の効果を重視しすぎて、その配分方法には十分に注意をしない傾向」があり、「もし労働階級が病氣や老齢になった時、失業した時、また家族に2人以上の子どもがある場合に、彼ら自身を扶養するために、最初は彼らの収入の非常に大きな割合と思われる者を例外なく拠出するとしても、その基金が不足するようになることはまったく現実である」ことを危惧していた。そのために、友愛組合も「多くのものは失敗してしまい、またより多くのものが資金の不足から失敗しそうなことがわかっている」としてその在り方を批判していた [Malthus (1989) *op.cit.*, II, p.180. [吉田 (1948～1949年) 前掲訳、IV、152～153頁]]。しかしその一方で、マルサスはその運営が適切になされるのであれば、友愛組合も貯蓄銀行とともに有効な対策となるとみなしてもいた [Malthus (1989) *op.cit.*, II, pp.178-179. [吉田 (1948～1949年) 前掲訳、IV、157～158頁。]]。

他方、ジャロルドは『救貧法の手帳』において、雇用主に貧民管理の役目を担わせる提案を發したけれども、上述のホーズは、ジャロルドに先行する計画を提唱していた。彼の計画では、雇用主がその使用人の拠出金を徴収する義務を負い、使用人はその稼ぎに応じて24分の1から36分の1の掛け金を支払うこととし、疾病や老齢の際に週4シリングを給付することを意図していた [小山 (1962年) 前掲書、180頁]。